

# 第2次 愛南町環境基本計画

平成30年3月

愛 南 町



## はじめに

愛南町は、温暖な気候に恵まれ、豊かで多様な自然との共生の中で、歴史と文化を育んできました。

この誇るべき自然環境は、足摺宇和海国立公園や篠山県立自然公園に指定されており、これを将来の世代の町民にも享受できるよう守り、より良いものへ育んでいくことは、今を生きる私たち愛南町民の責務であると考えています。

愛南町では、平成 18 年 6 月に愛南町環境基本条例を制定し、この条例に基づいて環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 20 年 3 月に「安全で快適に暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げた「愛南町環境基本計画」を策定して環境保全に取り組んできました。しかしながら、近年の環境問題は、地球温暖化の影響や生物多様性の危機、更には、東日本大震災を契機としたエネルギー問題など新たな局面を迎えております。

こうしたことを踏まえ、第 1 次計画を承継しつつ、近年の環境をめぐる社会の動き等に対応するため、このたび、「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」を基本目標に掲げた「第 2 次愛南町環境基本計画」を策定いたしました。

今後は本計画に基づき、「環境がすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであること」を共通認識として、町民、事業者及び行政が一層連携を深め、自然と共生する循環型社会の実現に向けた取組を進めてまいりますので、皆様方の御支援と御協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、この計画の策定に当たり、様々な形で貴重な御意見や御提言をいただきました環境審議会委員の皆様を始め、関係各位の皆様にご心から感謝を申し上げ、あいさついたします。



平成 30 年 3 月  
愛南町長 清水 雅文



---

## 第2次環境基本計画目次

第1章 計画の概要.....	2
1. 計画策定の背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ及び関連計画.....	3
3. 計画の対象地域.....	4
4. 計画の対象範囲.....	4
5. 計画の期間.....	4
第2章 現状と課題.....	6
1. 町の概要.....	6
2. 生活環境.....	11
3. 自然環境.....	19
4. 快適環境.....	22
5. 地球環境.....	24
6. 資源とエネルギーの循環・有効利用.....	26
7. 環境教育.....	28
第3章 基本目標.....	30
1. 町の基本目標.....	30
2. 基本方針.....	30
3. 目標数値.....	31
第4章 施策の展開.....	34
1. 健康で安全に暮らせるまち（生活環境）.....	34
2. 豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）.....	45
3. 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち（快適環境）.....	47
4. 地球にやさしい行動に取り組むまち（地球環境）.....	49
5. 持続可能な循環型社会のまち（資源の有効利用）.....	52
6. みんなが環境のことを考え行動できるまち（環境教育）.....	56
第5章 重点的に取り組む施策.....	60
1. 「4R運動」でごみを減らして循環型のまちづくり.....	61
2. 自然環境におけるマナー向上.....	63
3. ルール遵守による不法投棄の撲滅.....	64
4. みんなで守る美しい水環境.....	66
第6章 推進体制・進行管理.....	68
1. 町民、事業者、行政の役割の明確化.....	68
2. 推進体制（評価体制の構築）.....	68
3. 進行管理.....	68
資料編.....	70

---

---

---

---

## 第 1 章 計画の概要

---

1. 計画策定の背景と目的
2. 計画の位置づけ及び関連計画
3. 計画の対象地域
4. 計画の対象範囲
5. 計画の期間

---

# 第1章 計画の概要

---

## 1. 計画策定の背景と目的

日本では、環境基本法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとして、これまでに4回（平成6年、12年、18年、24年）の環境基本計画が定められてきました。その進捗状況については、平成19年から点検を行っており、環境行政には一定の進展が見られた一方で、温室効果ガスの排出量の更なる削減、生物多様性の保全、安全・安心な生活の実現など、各分野において引き続き課題解決に向けて取り組む必要性があります。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、社会情勢に大きな影響を与え、大量の資源・エネルギーを消費するライフスタイルを見直すきっかけとなるとともに、自然との関わり方や安全・安心の視点を含めて、社会を持続可能なものへと見直していく必要性を認識するなど、健康で心豊かに暮らす質的豊かさが重視されるようになってきています。

さらに、平成28年11月には、京都議定書に代わる地球温暖化防止をめざした国際的なルールとして「パリ協定（参照1）」が成立しました。そのほか、平成26年に策定された愛媛県の「第二次えひめ環境基本計画」では、「地球温暖化」及び環境分野に限らず取組の加速化が求められている「持続可能な開発のための教育（ESD）」を、重点的課題として位置づけています。

そのような中、愛南町（以下「本町」という。）では、平成18年6月に「愛南町環境基本条例」を制定し、この条例に掲げる基本理念に基づき、環境の保全等を総合的かつ計画的に推進するために、平成20年3月に「愛南町環境基本計画」を策定し、これに基づき、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を担いながら、様々な関連施策を実施してきました。また、平成26年3月に計画の基本骨格を継承しながら、環境の変化や時代に即した内容に見直しました。

本町には「足摺宇和海国立公園」及び「篠山県立自然公園」があり、そこにはレッドデータブックに掲載されている希少動植物が多く生息しています。これらの動植物が生息する自然環境を維持するために、自然保護とまちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取組を効果的かつ効率的に進めていく必要があります。

環境問題をめぐる状況は変化が著しく、第1次計画の目標年度である平成29年度を迎えたことから、今一度、人と自然との関わり方について見直し、将来の世代へ良好な環境を引き継いでいくため、今回、「第2次愛南町環境基本計画」を策定しました。



## ■パリ協定（参照1）

### <背景>

- ◆1992年5月気候変動枠組条約採択（大枠を規定）
- ◆1997年12月京都議定書採択（先進国のみ排出削減目標を義務付け）  
⇒米国の不参加、途上国の排出増。全ての国が参加する公平で実効的な枠組み構築への要請の高まり。
- ◆2015年12月パリ協定採択（2016年4月に署名式）

### <主な内容>

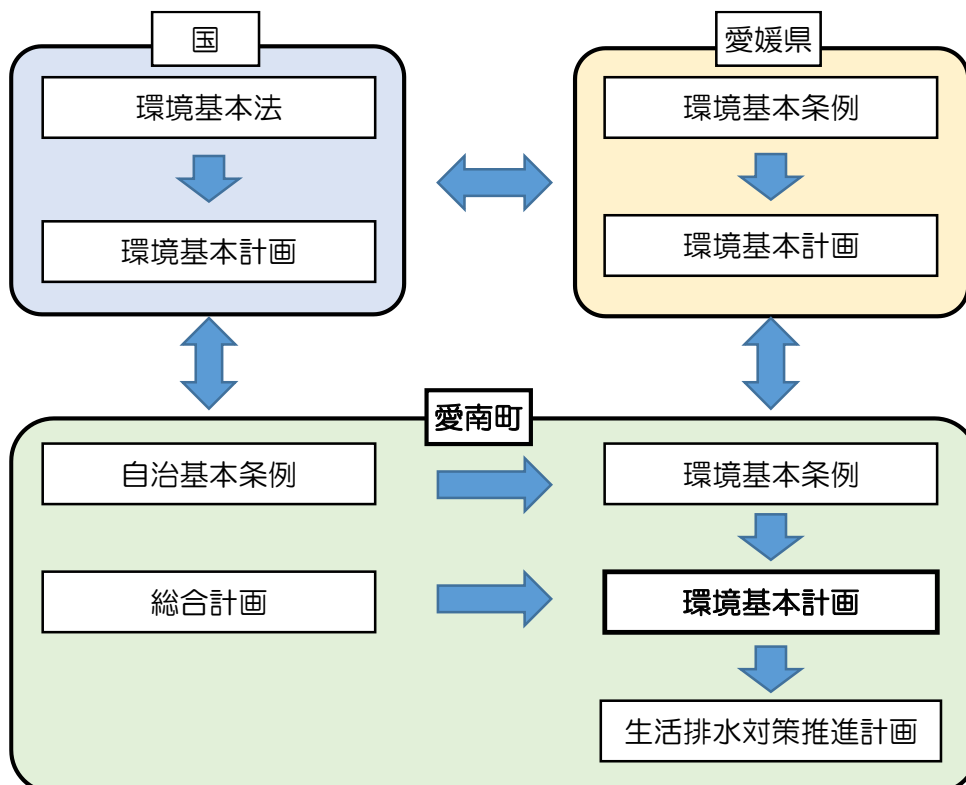
- ◆世界共通の長期削減目標として、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑制することを規定するとともに、1.5℃までへの抑制に向けた努力の継続に言及【第2条1】
- ◆主要排出国・途上国（米国、中国、インド等）を含む全ての国が、
  - ①削減目標（注）を策定し国内措置を遂行、5年ごとに同目標を提出し【第4条2及び9】
  - ②自国の取組状況を定期的に報告し、レビューを受け【第13条7及び11】
  - ③世界全体としての実施状況の検討を5年ごとに行う【第14条】

（注）我が国は、2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）を目標

出典：外務省 HP

## 2. 計画の位置づけ及び関連計画

本計画は「愛南町環境基本条例」第9条の規定に基づき、国や県の関連する法律、条例及び計画と連携するとともに、「愛南町総合計画」を環境面から補完する計画として位置づけ、環境政策の基本とするものです。



---

### 3. 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本町全域とします。なお、環境問題は、広域的に影響しあっていることから周辺自治体と協力し、取組を進めます。

### 4. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境、資源とエネルギーの循環・有効利用及び環境教育に関連する項目とします。

### 5. 計画の期間

本計画は、平成 20 年度から平成 29 年度までを計画期間とする「愛南町環境基本計画」の計画満了を踏まえ、平成 30 年度を初年度とし、平成 34 年度に中間見直しを行った上で、平成 39 年度を目標とする 10 年間で計画期間とします。ただし、今後の社会情勢の変化、新たな環境問題及び科学的知見の集積などに的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。



---

## 第2章 現状と課題

---

1. 町の概要
2. 生活環境
3. 自然環境
4. 快適環境
5. 地球環境
6. 資源とエネルギーの循環・有効利用
7. 環境教育

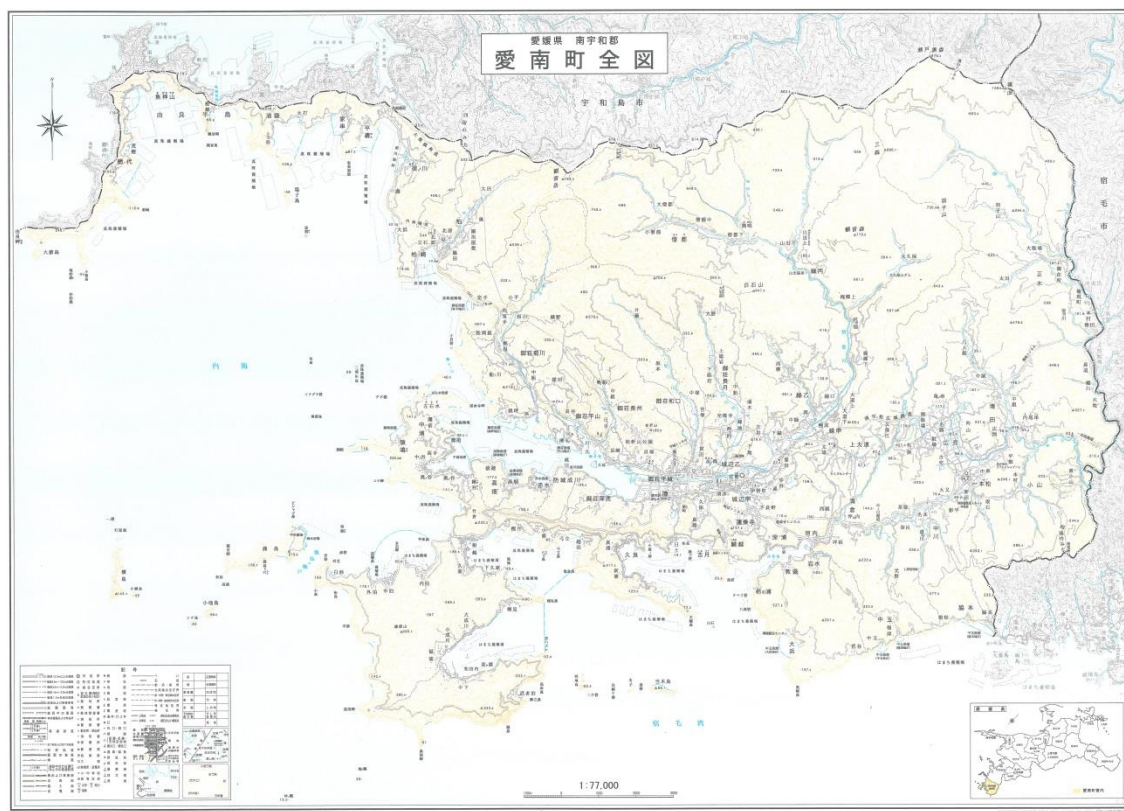
## 第2章 現状と課題

### 1. 町の概要

#### (1) 位置・地勢

本町は、平成16年10月1日に内海村、御荘町、城辺町、一本松町及び西海町が合併して誕生しました。町域は、東西28.7km、南北18.3km、面積238.99km<sup>2</sup>となっています。北は宇和島市、東は高知県宿毛市、西は宇和海、南は太平洋に面し、県の南端に位置する自然環境に恵まれた町です。

内海地域には、美しいリアス式海岸の由良半島があり、真珠貝の養殖が行われています。御荘地域、城辺地域は、僧都川流域に開けた平野部であり、御荘地域は、名前の由来ともなった比叡山延暦寺ゆかりの荘園であったこともあり、遺跡や史跡など貴重な遺産が残されています。城辺地域には、県内唯一のカツオの水揚げ港である深浦漁港があり、5月頃には旬のカツオを味わうことができます。一本松地域には、篠山山系が広がり、山頂で4月頃には町の花に指定されているアケボノツツジが咲き誇ります。西海地域は、半島の北西端の急斜面に民家が山の中腹まで続き、それぞれの民家は、台風や季節風から家や暮らしを守るため、軒に達するほどの石垣が整然と積み上げられています。その景観から石垣の里として知られ、日本を代表する石垣文化の一大景観地となっています。



## (2) 人口・世帯数

本町の人口は、国勢調査によると、平成7年には31,101人、平成27年には21,902人となっており減少が続いています。少子高齢化は他の自治体と同様に進んでおり、高齢化率<sup>※1</sup>は年々上昇し、平成27年では39.7%となっています。

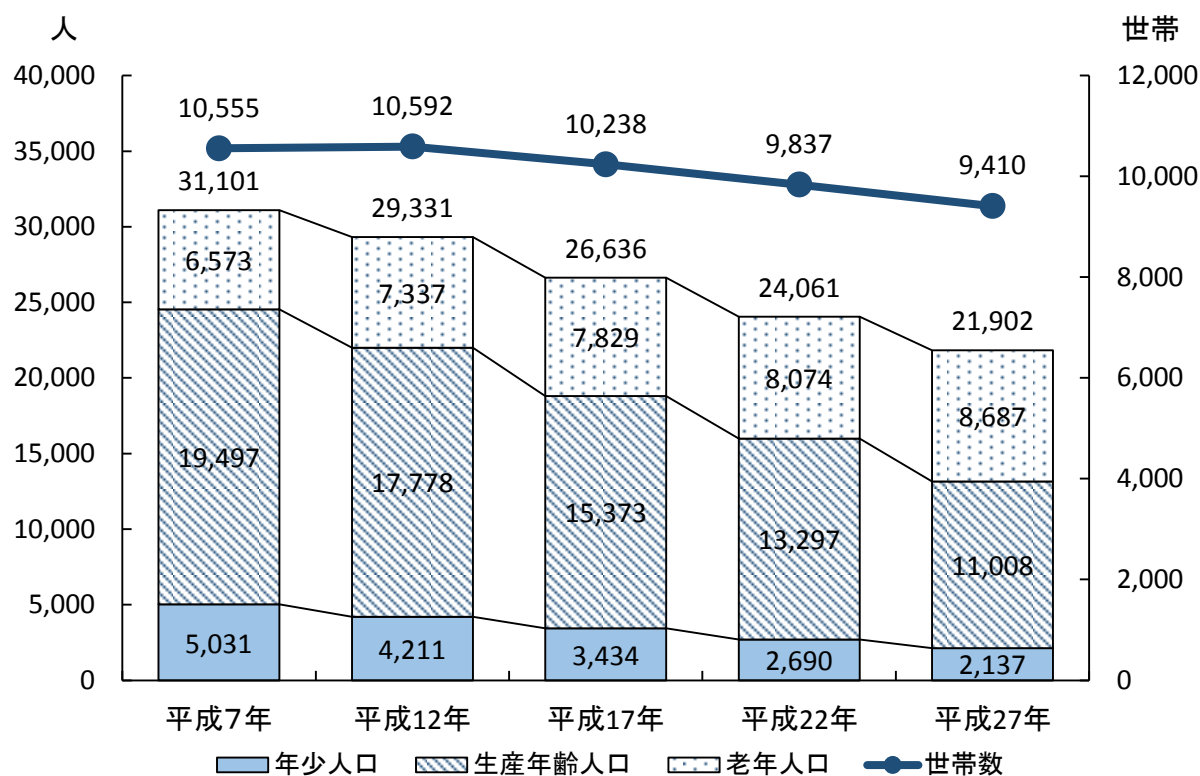
平成7年以後の世帯数の増減をみると、平成12年の10,592世帯をピークに平成27年は9,410世帯とやや減少しています。

(単位:人、%、世帯)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
年少人口 0～14歳	5,031	4,211	3,434	2,690	2,137
生産年齢人口 15～64歳	19,497	17,778	15,373	13,297	11,008
老年人口 65歳以上	6,573	7,337	7,829	8,074	8,687
総人口	31,101	29,331	26,636	24,061	21,902
高齢化率 老年/総人口	21.1	25.0	29.4	33.6	39.7
世帯数	10,555	10,592	10,238	9,837	9,410

資料:国勢調査

※総人口には年齢不詳分を含む



1 高齢化率: 65歳以上の老年人口が総人口に占める割合

### (3) 産業

本町の第1次産業である農業は、河内晩柑や甘夏の栽培をはじめ、水稻の栽培が主となっており、水産業では、カツオの一本釣りなどの漁業が盛んです。また、真珠・真珠稚母貝、タイ、ハマチ及びカキの養殖も行われており、本町の基幹産業となっています。

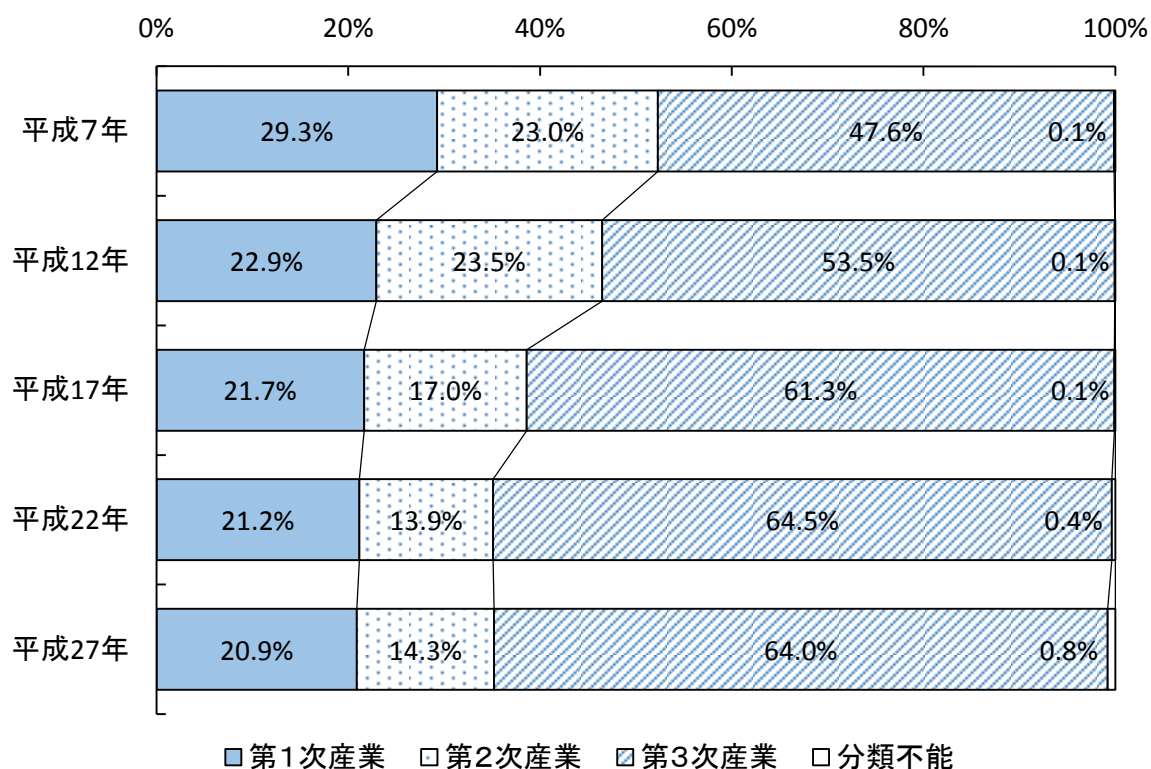
町内の就業者数は、一貫して減少傾向にあり、平成27年度の就業者数は10,000人を下回り、平成7年に比べて5,000人以上減少しています。各産業の就業者数割合については平成22年より大きな変化は見られません。

(単位:人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者数	15,015	13,425	11,680	10,228	9,553
第1次産業	4,394	3,080	2,529	2,165	1,998
第2次産業	3,456	3,160	1,981	1,426	1,365
第3次産業	7,144	7,176	7,159	6,601	6,114
分類不能	21	9	11	36	76

資料: 国勢調査

※就業者数には分類不能を含む



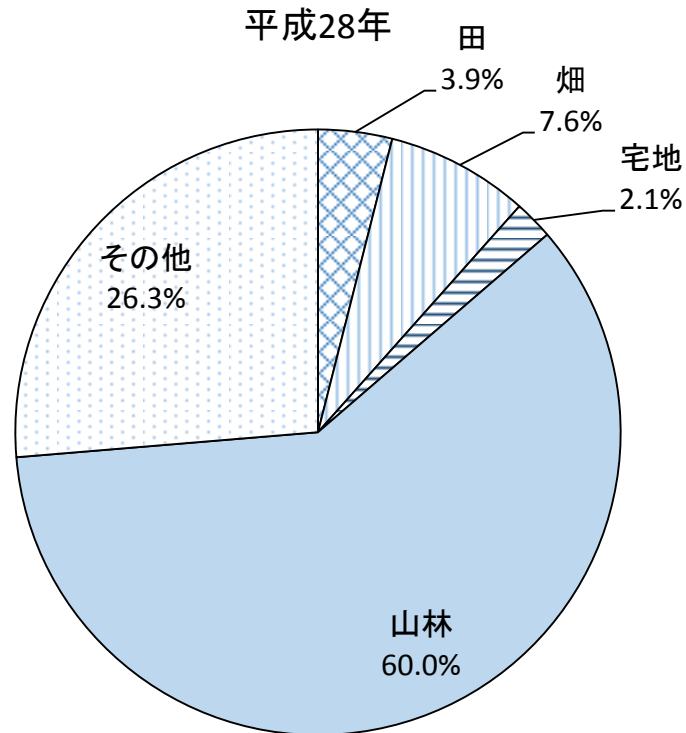
## (4) 土地利用

本町は、足摺宇和海国立公園篠山をはじめとする山林の面積が 60.0%を占めており、田畑は合わせて 11.5%、宅地は 2.1%となっています。

(単位: km<sup>2</sup>)

区分	田	畑	宅地	山林	その他	総面積
平成25年	9.66	19.35	5.01	142.64	62.98	239.64
平成26年	9.65	19.34	5.00	142.36	62.63	238.98
平成27年	9.46	18.31	5.01	143.51	62.69	238.98
平成28年	9.44	18.26	5.00	143.39	62.90	238.99

資料: 概要調書



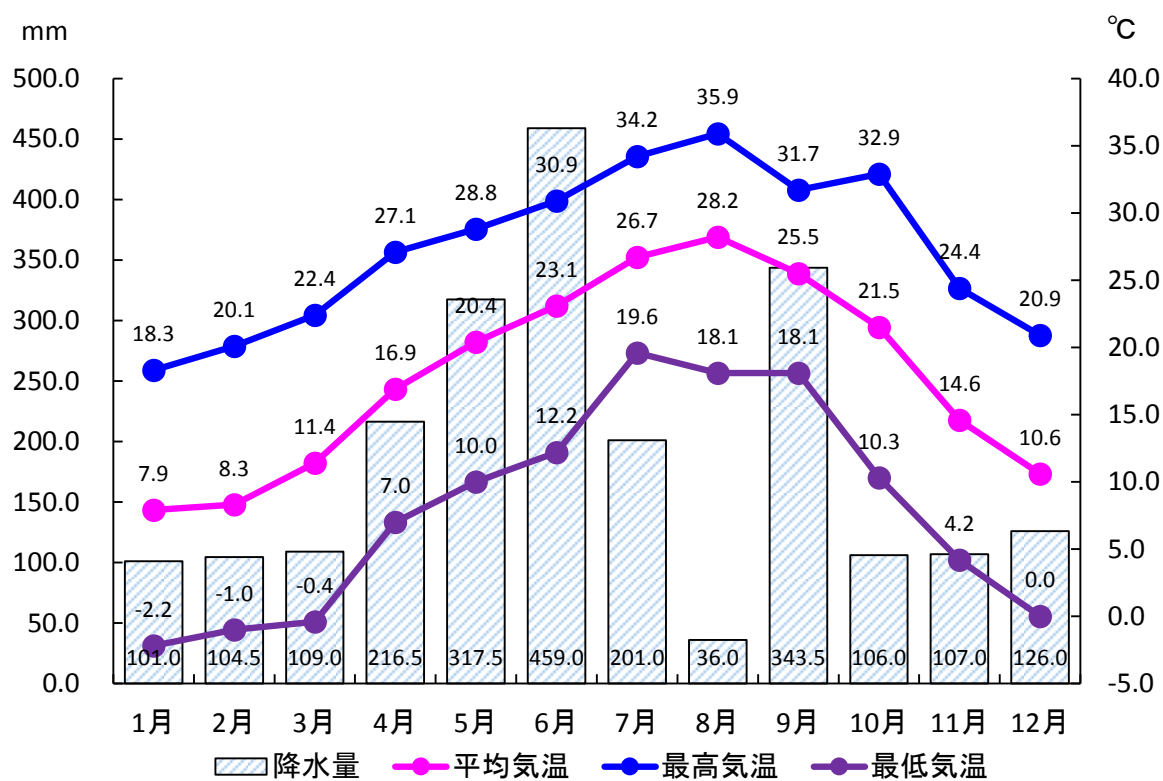
## (5) 気象

本町は、四季を通じて温暖で梅雨期には雨が多く、南海型気候の特色を持っています。夏から秋にかけては、台風の通過による影響を受けることがあり、冬季は季節風も強く、時には風速 20mに達することもあります。山間部と海岸部では気象条件が若干異なり、冬の山間部は降霜や積雪がみられますが、海岸部は暖流の影響を受けることもあって降霜はほとんどみられません。

■平成 28 年降水量・気温の推移

月	降水量 mm	気温(°C)		
		平均	最高	最低
1月	101.0	7.9	18.3	-2.2
2月	104.5	8.3	20.1	-1.0
3月	109.0	11.4	22.4	-0.4
4月	216.5	16.9	27.1	7.0
5月	317.5	20.4	28.8	10.0
6月	459.0	23.1	30.9	12.2
7月	201.0	26.7	34.2	19.6
8月	36.0	28.2	35.9	18.1
9月	343.5	25.5	31.7	18.1
10月	106.0	21.5	32.9	10.3
11月	107.0	14.6	24.4	4.2
12月	126.0	10.6	20.9	0.0

※御荘観測所





---

## 2. 生活環境

### (1) 大気環境

大気汚染は、工場や事業所における事業活動に伴って発生するばい煙や自動車から排出される汚染物質及び光化学オキシダント<sup>※2</sup>などの二次汚染物質によって空気が汚れ、人の健康や生活環境に悪い影響を与えることをいいます。近年では中国から飛来する微小粒子状物質（PM2.5）の影響が問題となっています。

本町では、大気環境の測定は行われていませんが排出源となる工場や事業所はなく、大気環境は概ね良好です。一方で野外焼却による苦情は多く、その対応や対策が求められています。

### (2) 水環境

水質汚濁とは、事業所や家庭などから排出される汚水をはじめ、農業や漁業などの産業活動によって生じる汚水の影響で河川や海域の水質が悪化したり、水底の土砂が汚染されたりする現象です。河川や海域、地下水について環境基準が定められており、定期的に水質検査を実施し、水質の保全活動が行われています。河川の代表的な有機汚濁の指標として生物化学的酸素要求量（BOD）<sup>※3</sup>や、海域の代表的な有機汚濁の指標として化学的酸素要求量（COD）<sup>※4</sup>などの指標があります。

#### ① 河川水質

本町では、河川及び水路で水質検査を実施しており、すべての検査地点で環境基準を達成しています。今後も定期的に検査し、水質の保全を図ります。

---

2 光化学オキシダント：工場・事業所や自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）、揮発性有機化合物（VOC）を主体とする一次汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。

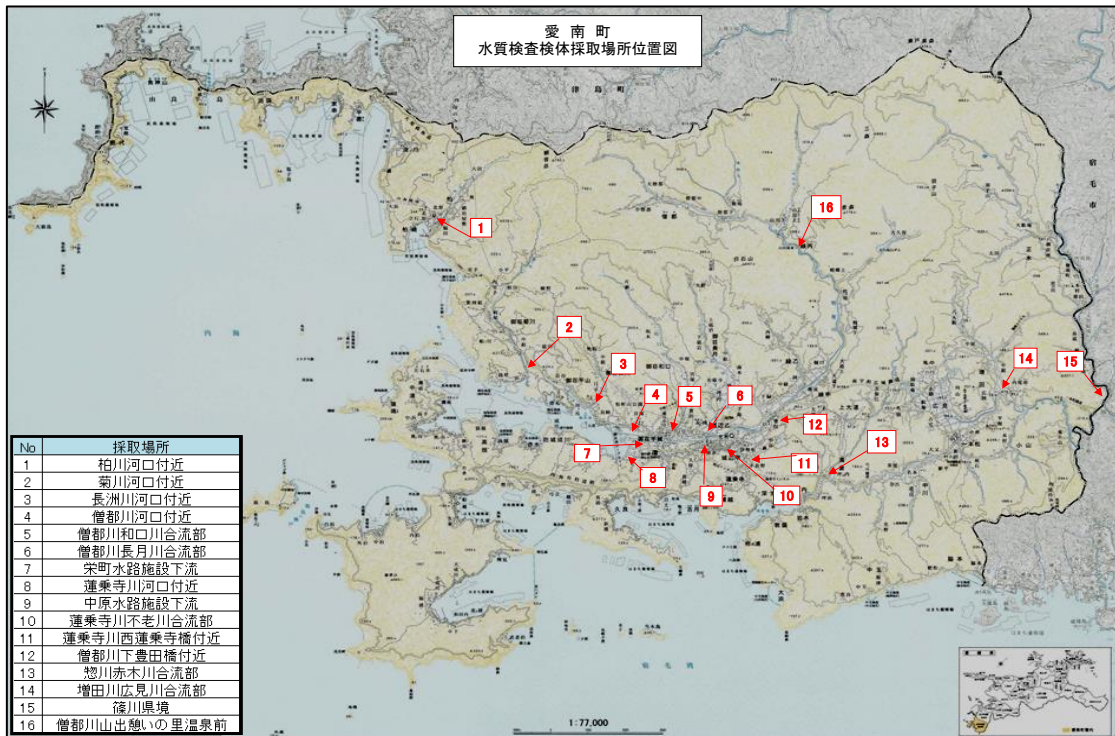
3 生物化学的酸素要求量（BOD）：水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量のこと、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。数値が大きいほど水質は汚れている。

4 化学的酸素要求量（COD）：水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。数値が大きいほど水質は汚れている。

■河川及び水路水質検査結果【生物化学的酸素要求量（BOD）（mg/L）】

●平成28年度河川等水質検査結果表(BOD環境基準10mg/L以下)

No.	採取場所	BOD(mg/L)
1	柏川河口付近	0.5
2	菊川河口付近	0.5
3	長洲川河口付近	0.5
4	僧都川河口付近	1.4
5	僧都川和口川合流部	0.9
6	僧都川長月川合流部	0.6
7	栄町水路施設下流	5.5
8	蓮乗寺川河口付近	0.5
9	中原水路施設下流	6.4
10	蓮乗寺川不老川合流部	1.7
11	蓮乗寺川西蓮乗寺橋付近	1.6
12	僧都川下豊田橋付近	0.6
13	惣川赤木川合流部	1.1
14	増田川広見川合流部	0.9
15	篠川県境	0.5
16	僧都川山出憩いの里温泉前	0.9



## ② 海域水質

### 1) 海域水質調査

本町は、国立公園に指定されている宇和海があり、県の「公共用水域水質測定計画」に基づき平成28年度に海域水質調査が行われており、全調査地点において環境基準を満たしています。また、本町と愛南・久良漁協が協力して漁場環境調査を定期的に行っており、その調査地点における結果から本町近海の水質は、水産物の生産基盤として望ましい環境基準を達成しています。

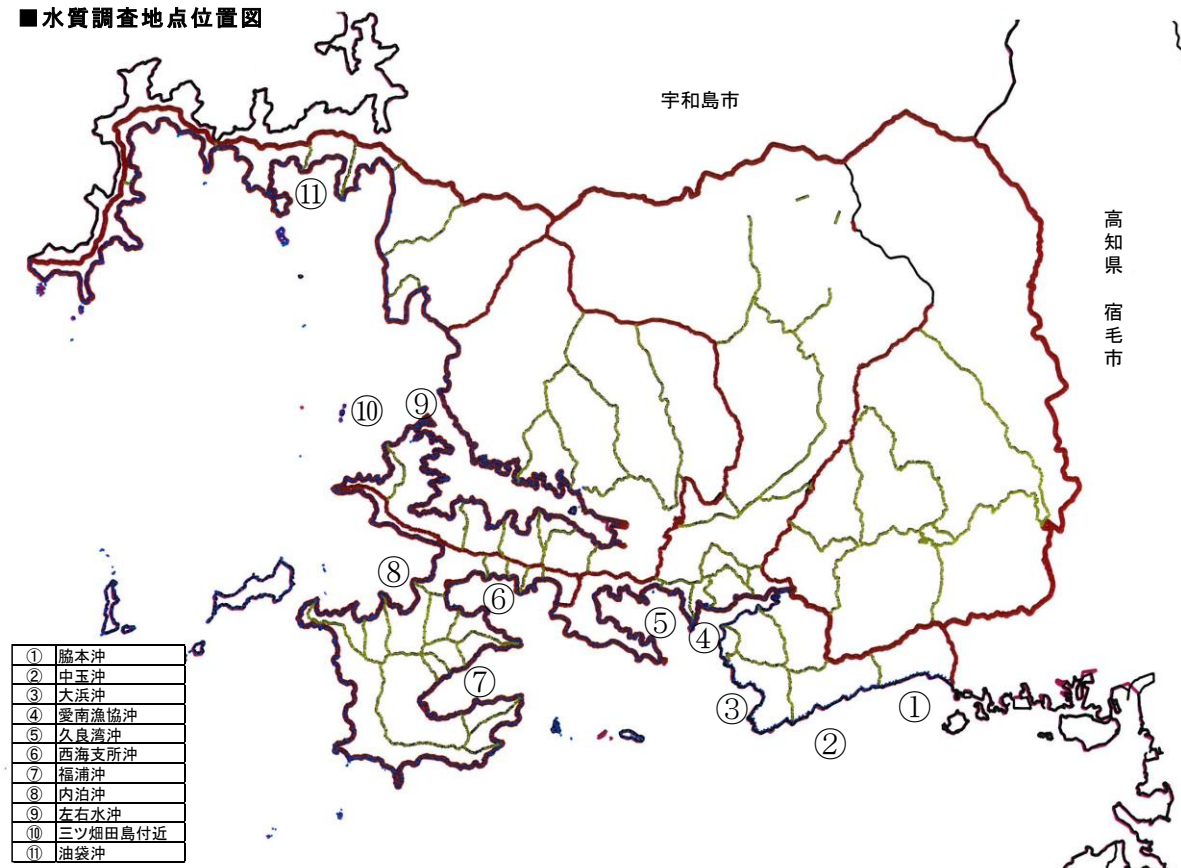
海域水質を低下させる原因として、生活排水、小規模事業所排水、養殖漁場等が考えられ、本町の主要産業である水産業の振興のためには、今以上の水質向上が望ましく、今後さらなる水質の改善に努める必要があります。

#### ■海域水質調査結果【化学的酸素要求量（COD）（mg/L）】

##### ●平成28年度海域水質調査結果表（環境基準2mg/L以下）

No.	調査地点	COD(mg/L)	No.	調査地点	COD(mg/L)
1	脇本沖	0.43	7	福浦沖	0.54
2	中玉沖	0.39	8	内泊沖	0.37
3	大浜沖	0.39	9	左右水沖	0.33
4	愛南漁協沖	0.27	10	三ツ畑田島付近	0.35
5	久良湾沖	0.40	11	油袋沖	0.39
6	西海支所沖	0.32			

#### ■水質調査地点位置図



## 2) 海底泥調査（平成 28 年度漁場環境調査）

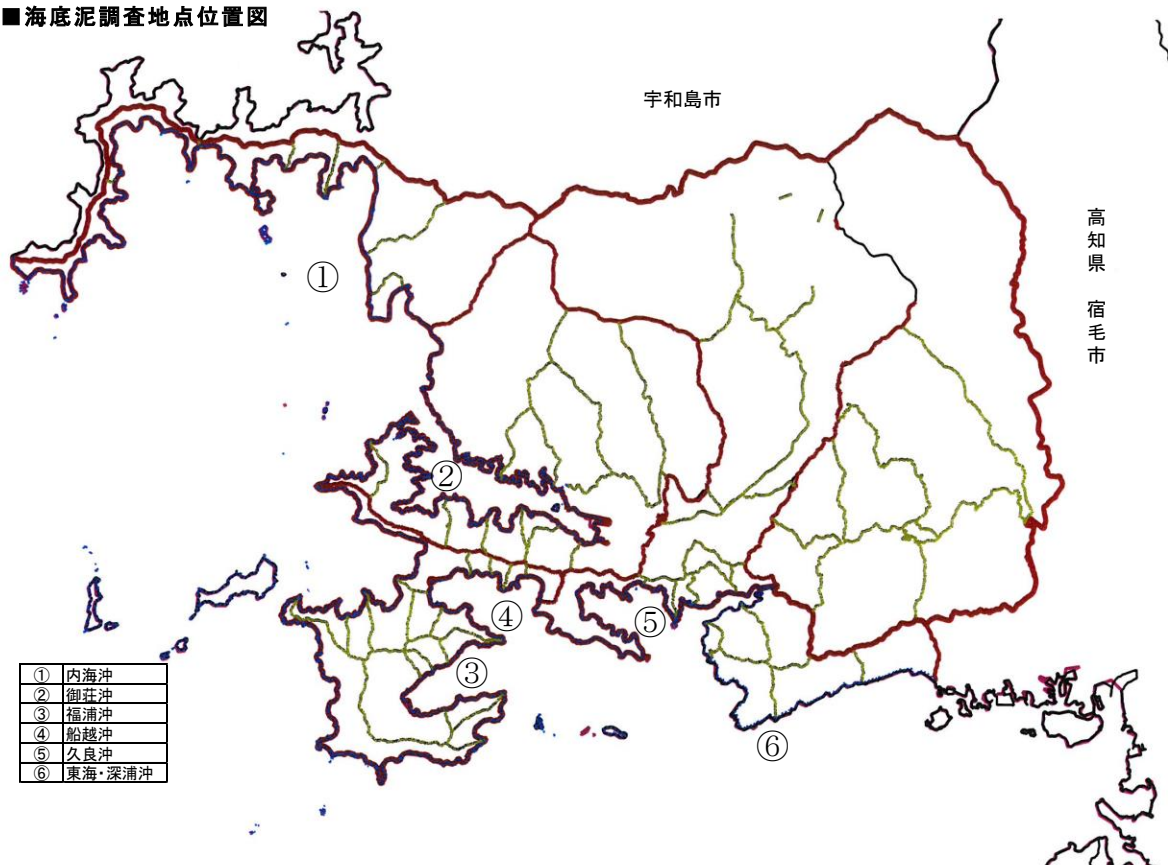
水産用水基準（平成 25 年 1 月、社団法人 日本水産資源保護協会）は、水生生物の生息環境として維持することが望ましい基準として設定されたもので、法的な基準ではありませんが、水生生物保護のための水質基準と言え、2012 年版の基準は、乾泥 1 g 当たり硫化物 0.2mg 以下となっています。

### ■海底泥調査結果【硫化水素（mg）】

#### ●平成28年度海底泥調査結果表（水産用水基準0.2mg/g(乾泥)以下）

No.	調査地点	硫化水素(mg)
1	内海沖	0.018
2	御荘沖	0.070
3	福浦沖	0.065
4	船越沖	0.155
5	久良沖	0.014
6	東海・深浦沖	0.138

### ■海底泥調査地点位置図



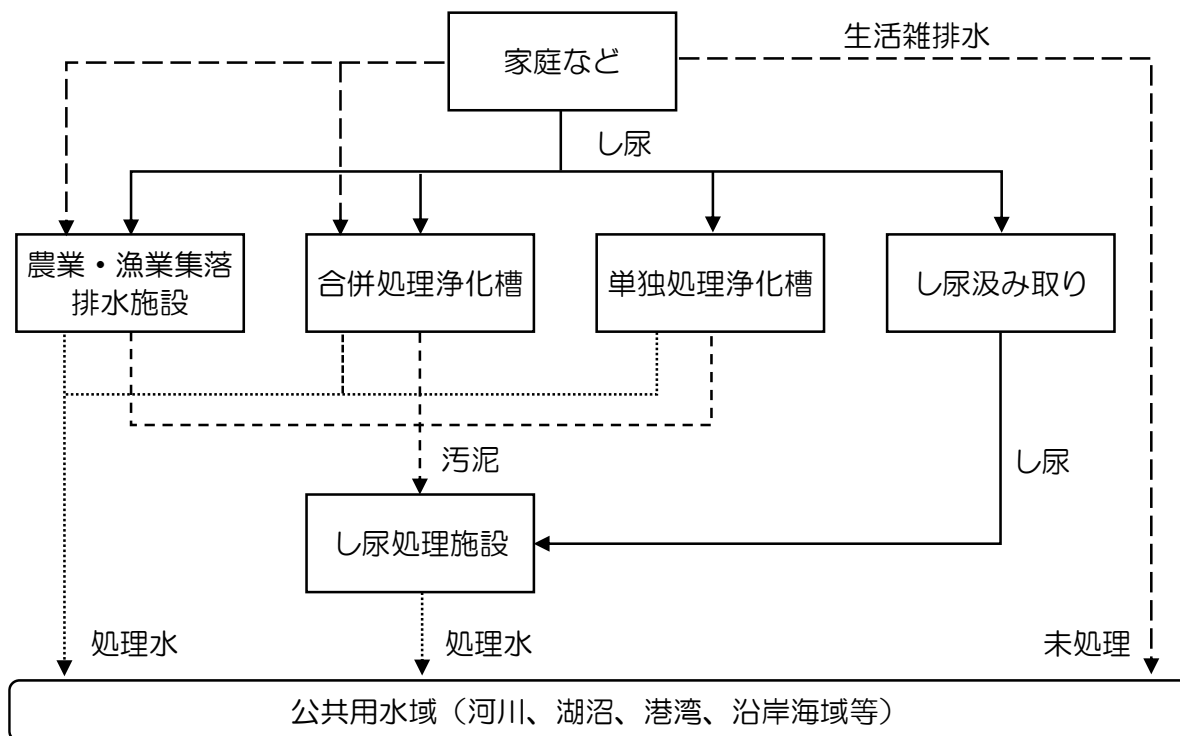
## ③ 地下水

毎年、県では、過去に地下水の汚染が確認された地区における汚染の継続的な監視及び経年的な推移の把握のため、定期的に県内数十か所の採取可能な地下水の調査を行っています。

本町では、経年的な推移の把握のため、2か所の地下水（井戸）が調査されています。

#### ④ 生活排水処理

平成 28 年度における生活排水の処理状況は、合併処理浄化槽が 7,221 人、農業・漁業集落排水施設が 2,377 人、単独処理浄化槽が 6,137 人、汲み取りが 6,614 人となっています。



#### ■生活排水の処理状況

(単位:人)

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
計画処理区域内人口	24,291	23,818	23,412	22,843	22,349
水洗化・生活雑排水処理人口	9,280	9,445	9,531	9,513	9,598
合併処理浄化槽	6,814	7,014	7,102	7,120	7,221
農業・漁業集落排水施設	2,466	2,431	2,429	2,393	2,377
単独処理浄化槽人口	6,681	6,543	6,421	6,285	6,137
非水洗化人口(汲み取り)	8,330	7,830	7,460	7,045	6,614

資料: 第2次愛南町一般廃棄物処理基本計画、浄化槽等処理人口調査

---

### (3) 騒音・振動・悪臭

騒音は、工場、事業所、建設作業及び交通機関など多様な発生形態があり、人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれています。

振動は、騒音と同様に感覚公害であり、工場、事業所、建設作業及び交通機関など多様な発生形態があり、中には物的被害が生じる場合もあります。

悪臭は、騒音・振動と同様に感覚公害であり、不快感を与え、食欲不振や頭痛をもたらすなど、人の健康や生活環境に影響を与えます。

本町において騒音、振動及び悪臭による苦情については、大きな事例はありませんが、今後、大型の風力発電施設の建設が予定されており、騒音や低周波音による影響が懸念されています。また、個人が行う野外焼却による煙や臭い、家畜やペットなどの臭気、建築や解体による騒音又は粉塵などによるものもありますが、どれも注意指導により改善しています。

### (4) 土壌環境

土壌汚染とは、土壌中に蓄積した重金属、有機溶剤、農薬、油などの物質が、自然環境、人の健康及び日常生活へ影響を及ぼす状態をいいます。

本町には、土壌汚染対策法に基づいて指定された汚染区域はありません。



## (5) 化学物質

### ① 環境汚染物質排出・移動登録（PRTTR）制度

化学物質について、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、環境汚染物質排出・移動登録（PRTTR）制度<sup>※5</sup>（以下「PRTTR制度」という。）の運用が平成14年4月より開始されました。PRTTR制度とは、排出と移動を管理するための制度であり、国が情報を一元的に管理することにより、全体として化学物質の持つ環境リスクを減らしていくための制度です。

県における平成27年度の排出量などの状況については、南予で排出量は44t/年、移動量は10t/年で、合計54t/年となっています。本町での全物質排出・移動量は、大気のみで712kg/年となっており、これは、ガソリンや灯油に含まれる成分が主なものであり、その取扱い事業所から県に報告されたものです。

#### ■ 地域別排出・移動量（平成27年度）

地域	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	県内比率(%)
東予	4,580(4,141)	5,394(5,326)	9,975(9,468)	89.5(88.3)
中予	498(487)	619(696)	1,117(1,193)	10(11.1)
南予	44(50)	10(17)	54(67)	0.5(0.6)
計	5,122(4,688)	6,024(6,040)	11,146(10,728)	—

( )内は平成26年度実績  
備考 東予・今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町  
中予・松山市、東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町  
南予・宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

資料：愛媛県HP 平成27年度特定化学物質の排出量・移動量の集計結果 プレスリリース  
(平成29年3月17日 環境政策課)

#### ■ 全物質排出・移動量（平成27年度実績）（単位：kg/年）

	排出量					平成26年度	平成26年度比	
	大気	公共用水域	土壌	埋立	小計			
愛南町	712	0	0	0	712	680	32	
愛媛県	4,989,537	128,700	10	4,114	5,122,361	4,687,789	434,572	
	移動量				小計	平成26年度	平成26年度比	
	下水道		廃棄物					
愛南町	0		0		0	0	0	
愛媛県	0		6,023,506		6,023,506	6,040,082	△ 16,576	
	—					総合		
						総合計	平成26年度	平成26年度比
						712	680	32
愛媛県						11,145,867	10,727,871	417,996

資料：愛媛県環境白書(平成29年版)資料より

- 5 環境汚染物質排出・移動登録（PRTTR）制度：有害性のある化学物質がどのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを、国、事業者団体等の機関が把握・集計・公表する仕組み。

## ② ダイオキシン類

ダイオキシン類は、燃焼過程や化学物質の合成過程で、非意図的に生成される化学物質であり、極めて強い毒性を有し、分解されにくいいため、微量の排出によって環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるものです。このため「ダイオキシン類対策特別措置法」で環境基準が定められ、国や県では、同法や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などにより、規制や指導を行っています。

県において、平成 28 年度に実施したダイオキシン類環境調査対象地域（愛南町抜粋）については次のとおりです。南予の 대기についても、すべての調査地点において環境基準を達成しています。

### ○水質(単位:pg-TEQ/L)

	調査地点	調査結果	環境基準値
平成25年度	菊川	0.065	1以下
平成26年度	内海・城辺海域	0.058	1以下

### ○底質(単位:pg-TEQ/L)

	調査地点	調査結果	環境基準値
平成25年度	菊川	1.3	150以下
平成26年度	内海・城辺海域	2.0	150以下

### ○土壌(単位:pg-TEQ/L)

	調査地点	調査結果	環境基準値
平成28年度	船越	0.25	1,000以下

(参考)

ダイオキシン類濃度の単位について

- pg (ピコグラム) : 1兆分の1グラムを表す単位
- ng (ナノグラム) : 10億分の1グラムを表す単位
- TEQ (毒性等量) : ダイオキシン類の中でも最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した値であることを示す



### 3. 自然環境

本町には、自然公園として指定されている足摺宇和海国立公園（宇和海海中公園地区・篠山地区）があり、豊かな自然を有しています。その中でも「須ノ川海岸」が日本の渚百選に、「篠山のアケボノツツジ」、「須ノ川のウバメガシ林」、「御荘大島の樹叢」、「天嶺の鼻」及び「鹿島と海中公園」がえひめ自然百選に選定されており、町民の自然環境に対する保護意識の高揚が図られています。

県においては、レッドデータブック<sup>※6</sup>として希少な動植物をまとめており、本町の豊かな自然の中には、貴重な動植物が多く生息・生育しています。

#### ■「愛媛県野生動植物の保護に関する基本指針（抜粋）」より

＜分類群ごとのランク区分＞

Aランク：県の自然環境を保全する上で、最も重要な場所で、特に緊急に保護・保全策が必要な種が主に生息・生育する地域

Bランク：対策の優先度はAランクに及ばないものの、県としての注目種又は重要種が主に生息・生育する地域

Cランク：上記以外で、それぞれの分類群ごとに重要度が高いと判定された種が主に生息・生育する地域

地域区分	ランク	分類群	保護が必要な種	地域及び種の選定理由
愛南町 荒樫	B	高等植物	ミズキンバイ	全国的に、もともと産地が少なく、県下においても自生を確認できるのは1か所である。
愛南町 篠山	B	高等植物	コモウセンゴケ	県内では数か所の記録があるが、現在では篠山山麓のみに生育する。
	C	高等植物	キリシマエビネ	園芸採取で個体数が激減し、詳細な本種の県内における分布は不明である。
愛南町 鹿島	C	高等植物	タチバナ	南予の数か所で生育しているが、自生と判断できるのは愛南町鹿島の1か所のみである。なお、鹿島には、Cランクの種としてホウライシダ、ハドノキなどがある。
愛南町 西海	A	高等植物	ヒナノボンボリ	県の固有種で、海に近い常緑樹林の林下に発生する極めて珍しいものである。腐生植物であり、毎年発生するとは限らず、長期間にわたる観測が必要である。平成13年の調査では、発生は見られなかった。注1

6 レッドデータブック：絶滅の危機にある野生生物の現状を記録した資料集

地域区分	ランク	分類群	保護が必要な種	地域及び種の選定理由
愛南町 御荘湾	A	貝類	フネアマガイ ウミゴマツボ ナラビオカミミガイ クリイロコミミガイ タケノコカワニナ ヒメカノコ スタレハマグリ ワカウラツボ ドロアワモチ イチョウシラトリ サビシラトリ ミヤコドリ イボウミニナ ヘナタリ カワアイ ハマグリ イボキサゴ ウミニナ	絶滅危惧Ⅰ類としたフネアマガイ、ウミゴマツボ、ナラビオカミミガイ、クリイロコミミガイ、ワカウラツボ、ドロアワモチ、イチョウシラトリ、サビシラトリ、絶滅危惧Ⅱ類のタケノコカワニナ、ミヤコドリ、イボウミニナ、ヘナタリ、カワアイ、ハマグリ、準絶滅危惧のイボキサゴ、ウミニナなど県レッドデータブックに掲載した多くの種が生息している。特に、ドロアワモチは四国唯一の生息地であり、イボウミニナは県下唯一の生息地である。また、絶滅としたヒメカノコとスタレハマグリが復活している。
愛南町 御荘湾	A	海産動物	全般	南予で最大の面積を持つ干潟が湾奥に存在するほか、流入河川の河口に小規模な干潟が見られる。生息している動物の種数が多いが、特に絶滅危惧種が多く見られるのが特徴である。県レッドデータブックに掲載されている貝類を除く海産無脊椎動物 19 種のうち 8 種の生息が確認されている。加えて、流入河川には、県レッドデータブック掲載の淡水産甲殻類 3 種のうち、2 種の生息が確認されている。
			シオマネキ	全国的に生息数が減少しており、県唯一の生息地である。現在確認されている生息地は、面積が小さいことに加えて、人家に隣接している。
			フジテガニ	他県でも数か所でしか生息が報告されていない。生息個体数は少ない。平成 10 年に国内で初めて和歌山県で分布が確認された。現在確認されている生息地は、面積が小さいことに加えて人家に隣接している。また、地元からは埋立ての要求が出されている。

地域区分	ランク	分類群	保護が必要な種	地域及び種の選定理由
愛南町 御荘湾	A	海産動物	ムツハアリアケガニ	全国的に生息個体数が減少しており、日本本土では 10 か所程度でしか生息が確認されていない。
	B	淡水魚類	チクゼンハゼ オオウナギ メダカ トビハゼ シロウオ タネハゼ マサゴハゼ クロコハゼ ゴマハゼ ドジョウ カワアナゴ ヒモハゼ サツキハゼ クロホシマンジュウ ダイ チチブモドキ	オオウナギは県の天然記念物であり、本水域は定期的に生息が確認されている唯一の場所である。ハゼ亜目魚類はいずれも御荘湾の良質な河口干潟に依存して生息しており、保護の必要がある。
愛南町 当木島	C	高等植物	グンバイヒルガオ	南予の海岸でまれに記録があるが、2002 年の調査では確認できなかった。砂浜に生育するが、南予では砂浜が非常に少なく、生育地の減少が懸念される。
宇和海 島しょ部	B	鳥類	カラスバト カンムリウミスズメ ハヤブサ ミサゴ	生息環境の脆弱性 繁殖地が限定的 個体数の減少が危惧される鳥類が生息
宇和海 沿岸	A	哺乳類	ニホンカワウソ	絶滅のおそれのあるニホンカワウソが生息している可能性がある。注2

注1：町内において、昭和 63 年に 1 例発見され新種登録されている。

注2：平成 24 年、環境省ではニホンカワウソを絶滅種に指定している。

## 4. 快適環境

### (1) 歴史・文化的環境

本町には、南予地方の牛の角突き習俗（国選択無形民俗文化財：記録作成などの措置を講ずべき無形の民俗文化財）や四国霊場第40番札所の観自在寺（山門が町指定文化財）があり、水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」に外泊の石垣が選定されています。さらに南レクで保存されている日本で唯一現存している旧日本海軍戦闘機の紫電改など、歴史・文化的に価値のあるものが多くあります。

#### 国指定文化財

No.	種類		名称
1	記念物	特別天然記念物	二ホンカワウソ

#### 国選択無形民俗文化財

No.	種類	名称
1		南予地方の牛の角突き習俗

#### 国登録有形文化財

No.	種類		名称
1	有形文化財	建造物	井村家住宅
2	有形文化財	建造物	藤岡家住宅主屋
3	有形文化財	建造物	藤岡家住宅長屋門
4	有形文化財	建造物	藤岡家住宅土蔵

#### 県指定文化財

No.	種類		名称
1	記念物	名勝	鹿島
2	記念物	天然記念物	宇和海特殊海中資源群
3	記念物	天然記念物	大島の樹林
4	記念物	天然記念物	万福寺のイヌマキ
5	記念物	史跡	平城貝塚
6	記念物	史跡	高野長英築造の台場跡
7	有形文化財	彫刻	銅造誕生釈迦仏立像
8	民俗文化財	無形民俗文化財	はなとりおどり
9	民俗文化財	無形民俗文化財	正木の花とり踊り
10	民俗文化財	無形民俗文化財	久良の能山踊り

#### 町指定文化財

No.	種類		名称
1	有形文化財	建造物	観自在寺 山門
2	有形文化財	石造美術	安住寺 五輪塔
3	有形文化財	石造美術	菊川 石灯籠
4	有形文化財	石造美術	馬瀬 常夜燈

No.	種類		名称
5	有形文化財	石造美術	長崎常夜燈
6	有形文化財	石造美術	豊田石造物群
7	有形文化財	石造美術	飛揚鯨之塚
8	有形文化財	彫刻	延命寺 地藏菩薩像
9	有形文化財	彫刻	地藏庵 地藏菩薩像
10	有形文化財	彫刻	黒仏（阿弥陀如来像）
11	有形文化財	彫刻	黒仏（観世音菩薩像）
12	有形文化財	工芸品	十一面観音菩薩像
13	有形文化財	工芸品	若宮神社 狛犬一対
14	有形文化財	美術工芸品	予州篠山観世音寺鰐口
15	有形文化財	美術工芸品	有栖川熾仁親王殿下染筆
16	有形文化財	美術工芸品	常宝寺十一面観音立像
17	有形文化財	美術工芸品	日光、月光菩薩像並びに十二神将像
18	有形文化財	美術工芸品	黄幡神社の絵馬
19	有形文化財	書籍・典籍・古文書	網代開拓由来記
20	有形文化財	考古資料	城辺町内出土考古資料
21	有形文化財	考古資料	城辺小学校出土石器
22	有形文化財	歴史資料	浦和家の棟札
23	有形文化財	歴史資料	尾崎藤兵衛刷資料
24	有形文化財	歴史資料	樽見英明学校印
25	有形文化財	歴史資料	篠山絵図
26	民俗文化財	有形民俗文化財	奉納歌額
27	民俗文化財	有形民俗文化財	奉納絵馬
28	民俗文化財	有形民俗文化財	御荘焼資料
29	民俗文化財	有形民俗文化財	和口 若宮神社金幣
30	民俗文化財	有形民俗文化財	チョウナづくりの家
31	民俗文化財	有形民俗文化財	御荘焼一木窯跡
32	民俗文化財	有形民俗文化財	御荘焼早崎窯跡

資料：生涯学習課

## 町指定文化財

No.	種類	名称
33	民俗文化財 有形民俗文化財	御荘焼豊田窯跡
34	民俗文化財 有形民俗文化財	遍路版木（八十八箇所本尊図）
35	民俗文化財 有形民俗文化財	遍路版木（庚申図）
36	民俗文化財 有形民俗文化財	遍路版木（十三仏図）
37	民俗文化財 有形民俗文化財	遍路版木（尊師伝承図）
38	民俗文化財 有形民俗文化財	遍路版木（七夕図）
39	民俗文化財 有形民俗文化財	遍路版木（守札）
40	民俗文化財 有形民俗文化財	遍路版木（遍路図）
41	民俗文化財 無形民俗文化財	家串の荒獅子
42	民俗文化財 無形民俗文化財	貝塚 五ツ鹿踊り
43	民俗文化財 無形民俗文化財	僧都の伊勢踊り
44	民俗文化財 無形民俗文化財	俵ねり
45	民俗文化財 無形民俗文化財	鹿踊り（久良の六つ鹿）
46	民俗文化財 無形民俗文化財	鹿踊り（鱈越の六つ鹿）
47	民俗文化財 無形民俗文化財	城辺中組の唐獅子
48	民俗文化財 無形民俗文化財	城辺下組の唐獅子
49	民俗文化財 無形民俗文化財	城辺上組八鹿踊り
50	民俗文化財 無形民俗文化財	中・外泊の祝唄
51	民俗文化財 無形民俗文化財	福浦三番叟
52	記念物 史跡	法華寺遺跡
53	記念物 史跡	八幡神社遺跡
54	記念物 史跡	節崎遺跡
55	記念物 史跡	深泥遺跡
56	記念物 史跡	御荘焼長月窯跡
57	記念物 史跡	芭蕉句碑
58	記念物 史跡	岡村松軒翁之墓所
59	記念物 史跡	和口 西の駄場遺跡
60	記念物 史跡	常盤城跡
61	記念物 史跡	大森城跡
62	記念物 史跡	緑城跡
63	記念物 史跡	緑の千人塚
64	記念物 史跡	脇本の傍示磐

No.	種類	名称
65	記念物 史跡	僧都の一里塚
66	記念物 史跡	梶郷駄場遺跡
67	記念物 史跡	天嶺の鼻遺跡
68	記念物 史跡	三島岡遺跡
69	記念物 史跡	天嶺の砲台場石壁
70	記念物 史跡	御荘三歌人岡原常嶋の墓
71	記念物 史跡	御荘三歌人二神永世の墓
72	記念物 史跡	御荘三歌人二宮如水の墓
73	記念物 史跡	御荘焼陶祖久治兵衛の墓
74	記念物 史跡	松尾味の境界石標
75	記念物 史跡	小山御番所井戸
76	記念物 名勝	長走りの滝
77	記念物 名勝	天嶺の鼻
78	記念物 名勝	脇本の浜
79	記念物 天然記念物	火打石
80	記念物 天然記念物	柏崎岩神社境内巨木群
81	記念物 天然記念物	老大木 柏楨
82	記念物 天然記念物	八幡神社 社叢
83	記念物 天然記念物	アコウの大木
84	記念物 天然記念物	蘇鉄
85	記念物 天然記念物	御荘室手の大南天
86	記念物 天然記念物	観音ツバキ
87	記念物 天然記念物	能山様の大イチョウ
88	記念物 天然記念物	久良の大クス
89	記念物 天然記念物	岩水のオガタマノキ
90	記念物 天然記念物	赤松家の南天
91	記念物 天然記念物	戸たてずの楠
92	記念物 天然記念物	篠山山頂自然林
93	記念物 天然記念物	イヌマキ
94	記念物 天然記念物	ヤマモミジ
95	記念物 天然記念物	ウバメガシ叢林

資料：生涯学習課

## （２）環境美化

町内全域の道路沿いや公共施設の花壇を中心として、植栽や手入れが行われています。道路清掃（草刈、ごみや空き缶拾い）は年２回程度、海岸清掃は海の日を中心に４月～７月に各地域において、河川清掃は僧都川、蓮乗寺川を中心として定期的に、地区、各種団体、企業、児童生徒などのボランティアにより行われています。また、生活排水路など地域の公共的な場所については５月中旬に実施される城辺地域の一斉清掃など地区のボランティアにより清掃が行われています。

---

## 5. 地球環境

### (1) 地球温暖化

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）<sup>7</sup>第5次評価報告書において、「このままでは2100年の平均気温は、温室効果ガスの排出量が最も多い、最悪のシナリオの場合には最大4.8℃上昇する」と発表しています。その影響により、将来リスクとして、「海面上昇高潮、洪水豪雨、インフラ機能停止、熱中症、食料不足、水不足、海洋生態系損失、陸上生態系損失」の8つが予測されています。

地球温暖化をもたらす主な原因は、大気中に含まれる二酸化炭素の量が増加していることにあるといわれています。また、第5次評価報告書では、「人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い(可能性95%以上)」としています。

愛媛県でも二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量を「愛媛県地球温暖化防止実行計画」により基準年度（平成25年度）から平成42年度までに27%削減することを目標としています。

本町に火力発電所などはありませんが、太陽光、風力、水力発電など、地域の特色を生かした再生可能エネルギーの利活用や導入を促進しなければなりません。化石燃料を使用する身近なものとして自動車がありますが、本町においては、公共交通機関が十分でないため、町民のほとんどが自家用車での移動を行っています。アイドリングストップ<sup>8</sup>や急発進、急加速をしないなど、エコドライブ<sup>9</sup>の推進や、ハイブリッド車、電気自動車などのエコカーの普及のほか、カーシェアリングの普及啓発を推進する必要があります。

また、輸送によるエネルギー削減のためにも地産地消を推進し、地元での安定供給と消費の拡大を図ることも重要です。

温室効果ガスの排出量は、私たちが便利で快適な生活をすることで増加します。家庭からの温室効果ガスの排出量の削減に向け、家庭でのエネルギーの効率的な利用などを推進し、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図っていくため、環境に配慮した製品の情報提供やグリーン購入制度の普及、省エネ家電等の購入・使用を促進するなど、家庭の中から地球温暖化防止を推進する必要があります。

加えて、事業者に対しても、オフィスのエコロジー活動や太陽光発電の設置等、省エネルギー機器、設備の普及啓発・導入支援を継続して実施することが重要です。

---

7 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）：国連環境計画と世界気象機関が共催し、各国政府が指名した専門家や行政官が参加する会合。

8 アイドリングストップ：停車時にエンジンを止めること。

9 エコドライブ：車から得られる利便性を享受しつつ、CO<sub>2</sub>の排出量を抑制するため、環境に配慮した自動車の使い方（急発進やからぶかしをしないこと）を実践すること。

---

## (2) オゾン層

オゾン層は、地上から 10～50km の成層圏にあり、太陽光に含まれる人体に有害な紫外線を吸収する働きがあります。しかし、冷蔵（冷凍）庫をはじめとする冷媒や電子部品の洗浄剤などとして使用されてきた CFC（クロロフルオロカーボン）や HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）<sup>※10</sup>などの物質がオゾン層の破壊の原因となることが明らかになっています。この影響により、オゾン層は昭和 50 年代を中心に熱帯地域を除き、ほぼ全地球的に減少しました。

国際的にオゾン層破壊物質の削減に取り組んでおり、国内でも「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」を制定し、特にオゾン層の破壊力が強いフロンなどの製造中止、使用削減、回収及び処分方法の確立などを推進しています。

また、改正フロン法が平成 27 年 4 月に施行され、本町としても冷凍空調機器の管理者に対し、定期点検等の適正管理や登録業者による回収などの指導を行っています。

## (3) 酸性雨

酸性雨は、工場や自動車などから排出された硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が、雨に取り込まれて pH（ペーハー）<sup>※11</sup>が 5.6 以下となる雨です。環境省が実施した酸性雨調査では、全国的に欧米並みの酸性雨が観測されています。酸性雨は、原因物質の発生源から数千 km も離れた地域にも影響を及ぼすこともあり、国境を越えた広域的な現象です。日本海側の地域では、中国大陸から飛来した汚染物質の流入が示唆されたとの調査結果がでています。現在、本町では酸性雨の影響は明らかになっていませんが、今後、河川の酸性化による魚類などへの影響、土壌の酸性化による森林への影響及び建造物や文化財への影響が懸念されます。

---

10 CFC（クロロフルオロカーボン）・HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）：いわゆるフロン  
の一種で、炭素、フッ素及び塩素からなる物質。

11 pH（ペーハー）：水素イオン濃度

## 6. 資源とエネルギーの循環・有効利用

### (1) 廃棄物

本町のごみは、可燃ごみ、資源ごみ（びん・缶、ペットボトル、新聞、雑誌、ダンボール及び乾電池）及び不燃ごみに分別収集されており、平成28年度に処理されたごみの合計は7,595t、最終処理（埋立）は874tとなっています。平成29年10月より宇和島地区広域事務組合環境センター等で処理されており、ごみ減量化などを宇和島地区広域事務組合の構成市町とともに検討していきます。

また、廃棄物対策においては漂流・漂着ごみや不法投棄ごみの処理が問題となっています。漂流・漂着ごみは、流木や海草などだけでなく、プラスチック類や缶類などの人工物が多く、不法投棄ごみは、家電や産業廃棄物といった大規模な不法投棄は減少しているものの、ペットボトルや食品容器などの家庭系一般廃棄物のポイ捨てが後を絶たず、現在これらによる環境や景観の悪化などが懸念されています。

●ごみ処理量（平成28年度）

（単位:t）

実施形態 収集区分	直営	委託	許可	直接搬入	合計	自家処理
	混合ごみ	0	0	0	0	0
可燃ごみ	0	4,233	875	257	5,365	—
不燃ごみ	0	0	0	27	27	—
資源ごみ	292	546	1,086	62	1,986	—
その他ごみ	0	0	0	0	0	—
粗大ごみ	0	0	37	180	217	—
合計	292	4,779	1,998	526	7,595	—

●ごみ処理の状況（平成28年度）

（単位:t）

処理状況 施設の種類	処理量 合計	直接焼却	直接埋立	残渣焼却	処理残渣 埋立	資源化量
	焼却処理	5,713	5,365	—	348	687
焼却以外の中間処理	粗大ごみ処理施設	0	—	—	0	0
	資源化等を行う施設	1,816	—	—	348	187
最終処分	901	—	27	—	874	—



## (2) リサイクル

本町では、紙類などの直接資源化が 386 t、施設処理による資源化が 1,281 t となっており、あわせて 1,667 t のごみが資源化されています。

### ●資源化の状況（平成28年度）

(単位:t)

資源化の状況 資源化物 資源回収物	直接 資源化	施設処理に伴う資源化及び資源回収量								集団 回収	合計
		焼却施設	粗大ごみ 処理施設	ごみ堆肥 化施設	ごみ飼料 化施設	メタン化 施設	ごみ燃料 化施設	セメント 等への 直接投入	その他の 資源化等 を行う施設		
紙類	366	0	0	0	0	0	0	—	894	0	1,260
紙パック	0	0	0	0	0	0	0	—	5	0	5
金属類	0	0	0	0	0	0	0	—	141	0	141
ガラス類	0	0	0	0	0	0	0	—	63	0	63
ペットボトル	0	0	0	0	0	0	0	—	55	0	55
白色トレイ	0	0	0	0	0	0	0	—	5	0	5
プラスチック類	0	0	0	0	0	0	0	—	26	0	26
その他	20	0	0	0	0	0	0	0	92	0	112
合計	386	0	0	0	0	0	0	0	1,281	0	1,667

### <ごみ処理施設などの状況>

■ごみ焼却施設、リサイクルプラザ施設、最終処分場	
事業主体：	宇和島地区広域事務組合
施設名称：	環境センター
所在地：	宇和島市祝森甲3799番地
工期：	平成26年5月～平成29年9月
敷地面積：	約2.9ha
【熱回収施設】	(ごみ焼却施設)
処理能力：	120t/日(60t/24h×2炉)
処理方式：	全連続式ストーカ炉方式
処理対象物：	可燃ごみ
【リサイクルセンター】	破碎・選別・圧縮梱包・一時保管
処理能力：	不燃ごみ 9.1t/日
	粗大ごみ 4.5t/日
	びん類、缶類 5.2t/日
	ペットボトル 1.2t/日
余熱利用：	排熱ボイラ(発電出力2,500kw)
【最終処分場】	
施設名称：	愛南町環境衛生センター
埋立面積：	9,700m <sup>2</sup>
埋立容量：	55,000m <sup>3</sup>
埋立構造：	セル式 準好気性埋立構造

---

## 7. 環境教育

### (1) 環境学習

環境学習については、学校教育の中では、総合的な学習の時間などにおいて環境学習会を開催したり、環境美化活動などを行っています。

環境意識の醸成を図るため、環境パンフレット「えこなん」を作成し、全戸配付しています。

### (2) 環境情報

本町では、広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどを活用し、環境に関する情報提供を行っています。また、環境全般について、かんきょうかわら版を発行し、環境に関する啓発や情報提供を積極的に行っています。



---

## 第3章 基本目標

---

1. 町の基本目標
2. 基本方針
3. 目標数値

## 第3章 基本目標

### 1. 町の基本目標

豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり

本町では、平成18年に愛南町総合計画（第1次）を策定し、平成26年に策定した第2次愛南町総合計画において、めざすべき姿を「ともにあゆみ育て創造するまち～第2章～」としています。この将来像を実現するために「支えあい健やかに暮らせるまちづくり」、「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」、「活力ある産業を育てるまちづくり」、「自立と協働による安心安全なまちづくり」、「豊かな心と文化を育むためのひとづくり」という5つの政策を定めています。

本計画は、総合計画の政策の中で環境に関する施策を掲げている「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」を目標とし、町民、事業者、行政がそれぞれの役割において、協働による環境づくりを進めていきます。

### 2. 基本方針

基本目標を実現するために、環境基本条例に基づいた次の6つの基本方針を掲げ、施策を推進していきます。

- 基本方針1 健康で安全に暮らせるまち
- 基本方針2 豊かな自然をいつまでも誇れるまち
- 基本方針3 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち
- 基本方針4 地球にやさしい行動に取り組むまち
- 基本方針5 持続可能な循環型社会のまち
- 基本方針6 みんなが環境のことを考え行動できるまち

---

### 3. 目標数値

目標数値は、事業レベルでの環境施策に関連した定量的指標を毎年継続的に把握していくことにより、目標実現に向けて環境施策の達成状況についての認識を共有化するとともに、計画の進行管理に役立てるものです。

この目標数値は、多様な要因を含んでおり環境負荷や自然との共存といった環境目標の達成状況を必ずしも的確に表すことができないものもありますが、定量化された指標としての意義を持っています。項目によってはその評価は単純に増減だけで見るのではなく、他の指標と関連付けて行う必要があり、施策の方向性や考え方によって指標の量的な評価（増加、減少）が変わることも考えられることから、今後とも必要に応じて随時追加や削除を行うものとします。

●個別目標数値						
項目		過年度数値		基準年	目標値	
		H18(H19)	H24	H28	H34	H39
○河川水質 BOD(mg/L)						
柏川	河口付近	—	0.6	0.5	BOD基準10mg/L以下	
菊川	河口付近	—	0.5	0.5	同上	
長洲川	河口付近	—	0.5	0.5	同上	
僧都川	河口付近	—	1.3	1.4	同上	
	和口川合流部	—	1.9	0.9	同上	
	長月川合流部	—	1.4	0.6	同上	
	下豊田橋付近	—	0.6	0.6	同上	
蓮乗寺川	山出憩いの里温泉前	—	0.5	0.9	同上	
	河口付近	—	1.0	0.5	同上	
	不老川合流部	—	0.9	1.7	同上	
惣川	西蓮乗寺橋付近	—	0.8	1.6	同上	
	赤木川合流部	—	1.0	1.1	同上	
増田川	広見川合流部	—	0.7	0.9	同上	
篠川	県境	—	0.5	0.5	同上	
○海水質(水深10m地点) COD(mg/L)						
脇本沖		0.55	0.77	0.43	環境基準2mg/L以下	
中玉沖		0.89	0.58	0.39	同上	
大浜沖		0.44	0.66	0.39	同上	
愛南漁協沖		0.41	0.29	0.27	同上	
久良湾沖		0.67	0.32	0.40	同上	
西海支所沖		0.28	0.46	0.32	同上	
福浦沖		0.87	0.63	0.54	同上	
内泊沖		0.32	0.50	0.37	同上	
左右水沖		0.75	0.39	0.33	同上	
三ツ畑田島付近		0.24	0.49	0.35	同上	
油袋沖		0.60	0.35	0.39	同上	
○海底泥 硫化水素(mg)						
内海沖		0.010	0.028	0.018	0.2mg以下	
御荘沖		0.070	0.018	0.070	同上	
福浦沖		0.040	0.083	0.065	同上	
船越沖		0.059	0.125	0.155	同上	
久良沖		0.004	0.005	0.014	同上	
東海・深浦沖		0.095	0.078	0.138	同上	
○一般廃棄物及びリサイクル						
一般廃棄物処理量(t)		8,537	8,177	7,595	7,050	6,500
上記のうち焼却量(t)		7,100	6,348	5,713	5,300	4,800
リサイクル率(%)		13.8	20.7	22.0	27.0以上	
廃食用油回収量(L)		—	5,160	12,000	13,000	15,000
○生活排水処理施設						
合併処理浄化槽の設置数(PFI)(基)		—	110/356	77/719	1,409	1,909
農業集落排水処理接続率(%)		79.4	85.6	86.6	93.3	100
漁業集落排水処理接続率(%)		52.2	65.4	69.6	84.8	90
○苦情通報 苦情件数(件)						
不法投棄		23	21	18	現状値以下	
野外焼却		8	8	5	同上	
粉塵・ばい煙		1	1	1	同上	
振動・騒音		0	0	0	同上	
悪臭		3	2	1	同上	
○環境学習 参加人数(人)						
環境学習会(小中学校)		—	450人/16校	198人/7校	継続	
○その他環境対策 交付件数(件)						
電気式生ごみ処理器設置助成		51	7	5	継続	
コンポスト設置助成		1	9	0	同上	

---

## 第4章 施策の展開

---

1. 健康で安全に暮らせるまち（生活環境）
2. 豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）
3. 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち（快適環境）
4. 地球にやさしい行動に取り組むまち（地球環境）
5. 持続可能な循環型社会のまち（資源の有効利用）
6. みんなが環境のことを考え行動できるまち（環境教育）

---

## 第4章 施策の展開

---

### 1. 健康で安全に暮らせるまち（生活環境）

#### （1）大気環境の保全

##### ■現状と課題

本町では空気が汚れているなどの苦情はなく、大気環境は概ね良好であるといえます。しかし、野外焼却に対する苦情が寄せられており、今後、野外焼却を防止し、良好な大気環境の維持を図っていく必要があります。

##### ■施策の方向

#### 1）野外焼却対策の推進

野外焼却が行われないよう、監視・指導を行います。また、町民や事業者に対して野外焼却は犯罪であることを、かんきょうかわら版等で周知・啓発します。

#### 2）エコドライブの推進

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用を推進します。また、一人一人がアイドリングストップなどを心がけ、ガソリン（化石燃料）の消費を減らすことができるエコドライブの推進を図ります。

#### 3）道路沿線の美化の推進

今後もボランティアなどによる道路沿線の美化の推進を図ります。

#### 4）粉塵・ばい煙対策の推進

粉塵やばい煙により大気が汚染されることのないよう、監視・指導を行います。



■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
自動車排出ガスの発生抑制	<input type="checkbox"/> 公用車の更新時には、低公害車の導入を進める。 <input type="checkbox"/> 町民・事業者の低公害車の導入を促進する。 <input type="checkbox"/> エコドライブを進める。 <input type="checkbox"/> アイドリングストップに対する意識啓発を進める。	<input type="checkbox"/> 低公害車の導入を進める。 <input type="checkbox"/> エコドライブを進める。	<input type="checkbox"/> 低公害車の導入を進める。 <input type="checkbox"/> エコドライブを進める。
公共交通機関や自転車などの利用促進	<input type="checkbox"/> 通行者や自転車利用に配慮した道づくりを進める。	<input type="checkbox"/> 近距離での自動車利用を控え、自転車や徒歩で移動するようにする。	<input type="checkbox"/> 敷地内など、近距離は自転車や徒歩で移動するようにする。
汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入	<input type="checkbox"/> 公共施設における汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入を図る。 <input type="checkbox"/> 町民や事業者の汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入を促進する。	<input type="checkbox"/> 化石燃料から再生可能エネルギーへの転換に取り組む。	<input type="checkbox"/> 汚濁物質排出の少ない設備・技術、再生可能エネルギーの導入に取り組む。
野外焼却の防止	<input type="checkbox"/> 野外焼却が犯罪となることを周知する。 <input type="checkbox"/> 野外焼却の監視・指導を実施する。	<input type="checkbox"/> 野外焼却をしない。 <input type="checkbox"/> 野外焼却の監視などに協力する。	<input type="checkbox"/> 廃棄物は適正に処理する。
粉塵・ばい煙汚染の未然防止	<input type="checkbox"/> 粉塵やばい煙の排出規制に沿った監視・指導を実施する。		<input type="checkbox"/> ばい煙や汚染水の排出抑制と適正管理に努める。

---

## (2) 水環境の保全

### ■現状と課題

本町は、県下でも汚水処理人口普及率が低く、生活雑排水による河川や海への影響が懸念されることから、さらなる水環境の保全が求められています。

平成 22 年度より P F I 手法による町営浄化槽整備推進事業を開始し、合併処理浄化槽の普及と適正管理を推進しています。また、平成 27 年度よりし尿及び浄化槽汚泥は、宇和島地区広域事務組合汚泥再生処理センターで処理されており、水環境の問題については、町民、事業者、行政がお互いの理解を深め、協力して取り組んでいく必要があります。

### ■施策の方向

#### 1) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】

不法投棄やごみのポイ捨てによる環境被害の状況などを町民に知らせ、汚染の原因となるものを不法投棄しないよう啓発するとともに、ごみ減量化やリサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの適正処理を推進します。

#### 2) 海や河川の清掃活動の推進

美しい水環境を保つため、海や河川に捨てられているごみの清掃活動を支援します。また、きれいな場所にはポイ捨てや不法投棄がされにくいと考えられるため、常にきれいに保つよう努めます。

#### 3) 海域水質の保全

海域水質の調査地点で得た数値が著しく悪化した場合は、漁協と協力して原因究明とその水質改善を図ります。

#### 4) 水辺植物、生物の適正な保全

本町に生育・生息している水辺植物、生物の適正な保全を図り、水質浄化を促進します。

#### 5) 農薬・化学肥料の適正使用

農協の協力により、農薬・化学肥料の軽減を推奨し、農薬の管理及び不必要な農薬の回収（有料）などを図ります。

#### 6) 生活排水対策の推進

「第 2 次 愛南町生活排水対策推進計画」に基づき生活排水対策を推進します。

#### 7) 親水性の確保

河川改修時には自然の水質浄化能力を妨げないように計画し、親水性の確保に努めます。

## 8) 環境浄化微生物活性化資材の利用促進

環境浄化微生物活性化資材は、悪臭及び汚れを安全に分解することで、消臭又は家庭からの排水の水質を改善します。環境浄化微生物活性化資材購入に対し補助金を交付し、利用促進に努めることで、町全体の水質改善を図っていきます。

## 9) 水質検査の実施・公表

水質の保全を図るため、毎年河川及び海水の水質検査を実施し、その検査結果を町民にホームページ等を通じて公表します。

## 10) 漂流ごみ・海底ごみ及びマイクロプラスチックへの対応

漂流ごみ及び海底ごみについては、食品包装材、レジ袋、発泡スチロール、プラスチック、金属類が主体となっており、生活ごみが主な発生源になっていると考えられます。海岸管理者、町、ボランティア団体、漁業者等が連携して回収し、適正に処理する取組を進めます。また、海のマイクロプラスチックについては生態系への影響が懸念されていることを考慮し、国や研究機関等の調査研究等の情報収集に努めます。

### ■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
健全な水循環の維持	<input type="checkbox"/> 水源涵養林の保全・育成に努める。 <input type="checkbox"/> 農地や緑地などの雨水浸透面を保全するとともに、透水性舗装や浸透ますなどを整備し、雨水の地下浸透を維持・促進する。	<input type="checkbox"/> 緑の羽根募金など、水源涵養林の保全・育成に協力する。 <input type="checkbox"/> 宅地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保つ。	<input type="checkbox"/> 緑の羽根募金など、水源涵養林の保全・育成に協力する。 <input type="checkbox"/> 敷地内は極力雨水が浸透しやすい状態に保つ。 <input type="checkbox"/> 雨水の有効利用を進める。
水辺や水域の自然浄化能力の保全・回復	<input type="checkbox"/> 護岸改修に際しては、国や県の協力のもと、環境に配慮した整備を進める。	<input type="checkbox"/> 水辺の植物や水域の管理に協力する。	<input type="checkbox"/> 水辺の植物や水域の管理に協力する。
農業・漁業集落排水施設の適正管理	<input type="checkbox"/> 農業・漁業集落排水施設の適正管理及び適正指導を実施する。	<input type="checkbox"/> 農業・漁業集落排水施設の使用可能者は、早急な接続に努める。	
合併処理浄化槽及び民間の事業所排水処理施設などの適正管理	<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽への転換を推進する。 <input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽の適正管理・適正指導を実施する。 <input type="checkbox"/> 事業所排水処理施設の適正管理・適正指導を実施する。	<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽の設置と適正な管理を進める。	<input type="checkbox"/> 事業所排水処理施設の整備を進め、適正な管理に努める。

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
生活排水対策	□廃食用油回収、各種啓発事業などを推進する。	□廃食用油の適正な処理など、生活排水対策に協力する。	
宇和海の水質浄化対策	□自然の力を利用した手法など、新たな浄化対策について関係機関に調査研究を働きかける。	□水質浄化に関わる取組に積極的に協力する。	□水質浄化に関わる技術開発を進め、積極的に協力する。
水路の浄化対策	□水路の清掃に関してボランティアを育成支援する。	□側溝、水路などの清掃活動に協力する。	□側溝、水路などの清掃活動に協力する。
環境微生物の利用促進	□環境浄化微生物活性化資材購入に対し補助することで利用促進を図る。	□環境浄化微生物活性化資材の利用に協力する。	



---

## (3) 騒音・振動・悪臭対策

### ■現状と課題

本町では、年間数件の野外焼却による煙の臭い、家畜や生活排水などの臭気、建設作業による騒音や振動などによる苦情が寄せられています。現在、比較的良好な環境にあるといえますが、比較的温厚な人が多い土地柄のため、これらの問題が顕在化されにくいことが考えられます。今後も事業所及び家庭からの騒音、振動及び悪臭対策を図っていく必要があります。

### ■施策の方向

#### 1) 騒音対策の推進

建設作業などにおける騒音やカラオケ及びペットの鳴き声などの生活騒音の防止について広報・啓発を図ります。

#### 2) 振動対策の推進

公共工事などにおける振動の防止対策を推進します。

#### 3) 悪臭対策の推進

発生源者に対し適切な指導を行うなど、悪臭の防止対策を推進します。また、環境浄化微生物活性化資材を利用した悪臭対策を推進します。

#### 4) 風力発電事業への対応

現在、民間事業者によって風力発電事業が展開されています。法律等に則って事業を実施するよう指導するとともに、風力発電機による騒音などの被害が出ないよう民間事業者とその対策を検討します。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
自動車騒音・振動の抑制	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携のもと、生活空間への影響に配慮した道路網の整備に努めるとともに、低騒音型舗装や植樹帯の整備など、沿道環境の改善を進める。	<input type="checkbox"/> からぶかしはやめ、アイドリングストップを心がける。 <input type="checkbox"/> 違法改造をやめ、車両は適正な状態で使用する。	<input type="checkbox"/> からぶかしはやめ、アイドリングストップを心がける。 <input type="checkbox"/> 車両の適正な管理、使用に努める。
近隣騒音の防止	<input type="checkbox"/> 近隣騒音の防止のため、普及・啓発などの対策を進める。	<input type="checkbox"/> カラオケ及びペットの鳴き声などによる近隣騒音の防止に努める。	<input type="checkbox"/> カラオケなどの近隣騒音の防止に努める。
事業所及び建設作業騒音・振動対策	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携のもと、騒音や振動の監視・観測とともに、必要に応じて指導・規制に努める。		<input type="checkbox"/> 低騒音・低振動型の機械を使うなど、騒音・振動の発生を抑制する。 <input type="checkbox"/> 防音壁など防音施設の設置を進める。
悪臭規制の推進	<input type="checkbox"/> 関係機関と連携しながら悪臭の規制を推進し、対象事業所への指導を行う。		<input type="checkbox"/> 事業所における悪臭防止に努める。

## (4) 土壌環境の保全

### ■現状と課題

現在、本町には土壌汚染対策法に基づいて指定された汚染区域はありません。しかし、不法投棄された廃棄物から有害物質が漏れ出し、土壌汚染を引き起こす可能性があることから、今後、不法投棄撲滅を推進し、土壌環境の保全を図る必要があります。

### ■施策の方向

#### 1) 土壌汚染防止対策の推進

今後も土壌が汚染されることのないように県と連携して行います。

#### 2) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】(再掲)

不法投棄やごみのポイ捨てによる環境被害の状況などを町民に知らせ、汚染の原因となるものを不法投棄しないよう啓発するとともに、ごみ減量化やリサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの適正処理を推進します。

### ■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
調査・測定などの適切な実施	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携のもと、土壌汚染の現状把握に努め、環境基準を遵守するよう指導・規制を行う。		<input type="checkbox"/> 土壌汚染に係る環境基準を遵守する。
土壌汚染の未然防止	<input type="checkbox"/> 有害物質の排水規制、農薬の適正な管理・指導を行う。		<input type="checkbox"/> 有機塩素系化合物など、有害物質の適正な管理に努める。 <input type="checkbox"/> 汚染水の排出抑制と適正管理に努める。
	<input type="checkbox"/> 減農薬、減化学肥料による農業を推進する。	<input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料などの適正使用を進める。 <input type="checkbox"/> 有機栽培によってつくられた作物を積極的に購入する。	<input type="checkbox"/> 農薬や化学肥料などの適正使用を進める。 <input type="checkbox"/> 有機物肥料を利用した作物づくりを推進する。
不法投棄対策	<input type="checkbox"/> 不法投棄が犯罪であることを周知する。 <input type="checkbox"/> 不法投棄防止のパトロールを実施する。 <input type="checkbox"/> 有害物質が不法投棄ごみから出ることを周知する。	<input type="checkbox"/> 不法投棄をしない。 <input type="checkbox"/> 不法投棄の監視などに協力する。	<input type="checkbox"/> 廃棄物は適正に処理する。

## (5) 化学物質による汚染の防止

### ■現状と課題

現在、県が実施しているダイオキシン類環境調査において、本町の大気、水質、底質及び土壌は、すべて環境基準を達成しています。しかし、不法投棄された廃棄物からは、有害物質が漏れ出し、環境破壊を引き起こす可能性があります。今後もダイオキシン類や有害化学物質に関する情報収集及び提供を行い、不法投棄撲滅を推進し、化学物質による汚染防止に努めていく必要があります。

### ■施策の方向

#### 1) 環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の周知

環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）制度の周知を図り、事業所での化学物質の適正管理を国・県と連携して行います。

#### 2) ダイオキシン類対策の推進

ごみ分別の徹底や野外焼却の防止などを促進し、ダイオキシン類の発生を防止するよう努めます。

#### 3) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】（再掲）

不法投棄やごみのポイ捨てによる環境被害の状況などを町民に知らせ、汚染の原因となるものを不法投棄しないよう啓発するとともに、ごみ減量化やリサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの適正処理を推進します。

### ■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
化学物質対策の推進	□有害化学物質などに関する最新情報を把握し、町民や事業者への情報提供に努めるとともに、適正な使用、管理に関する指導を行う。	□農薬や殺虫剤の適正使用に努める。	□有害化学物質などの適正な使用・管理・処分に努める。 □法令に基づき、対象化学物質の環境への排出量や廃棄物としての場外への移動量を把握し、公表する。



---

## (6) 不法投棄の防止

### ■現状と課題

本町には、海や山林へのごみの不法投棄が多くあります。現在、不法投棄巡視員（2名）と監視員（25名）によるパトロールを実施し、不法投棄の防止、早期発見に努めるとともに町内に監視カメラを設置して監視体制を強化しています。今後も不法投棄をさせない環境を作るため、継続的な対策が必要です。

### ■施策の方向

#### 1) 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の周知

「全国ごみ不法投棄監視ウィーク（5月30日～6月5日）」の周知を図り、町民、事業者、行政が一体となって、監視や啓発活動などを一斉に実施するなど、ごみの不法投棄対策を推進します。

#### 2) パトロールの強化

不法投棄巡視員や監視員、関係機関との協力関係を強め、不法投棄を防止するためのパトロール強化に努めます。

#### 3) 監視カメラの設置

不法投棄が頻繁に行われる場所に監視カメラを設置し、監視体制の強化に努めます。

#### 4) 清掃活動運動の支援

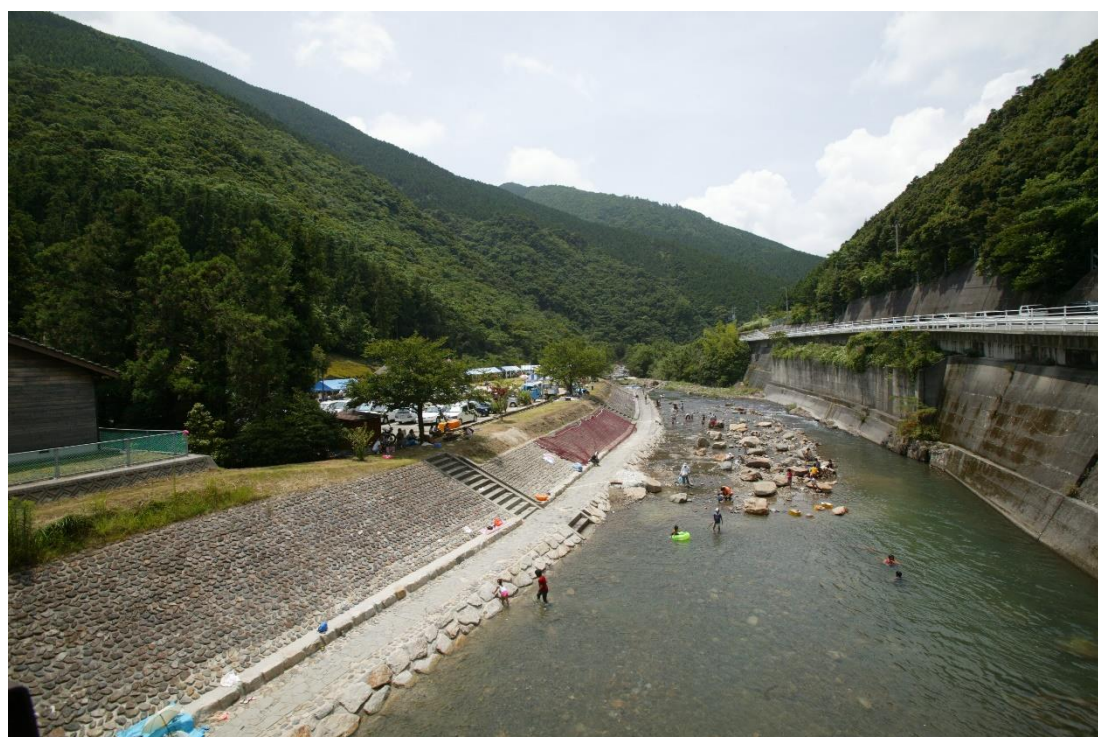
地区やボランティアによる美化清掃活動を支援します。また、町内に花の植栽を推進している「花いっぱい運動」実践団体の支援により、花と緑のネットワーク形成に努め、ごみを捨てにくい環境を創出します。

#### 5) 啓発活動の推進

町民のモラル向上を図るため、広報誌、かんきょうかわら版、ホームページ及びパンフレットなどによる啓発活動を推進します。また、不法投棄防止のため、宇和島地区広域事務組合環境センター及び愛南町環境衛生センターで取り扱わないごみの処理先の周知と適正なごみの分別の啓発に努めます。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
不法投棄の防止	<input type="checkbox"/> 不法投棄が犯罪であることの周知をする。 <input type="checkbox"/> 巡視員などによる監視の強化を図る。	<input type="checkbox"/> ごみのポイ捨てや不法投棄をしない。 <input type="checkbox"/> 不法投棄の監視・摘発に協力する。	<input type="checkbox"/> 廃棄物は適正に処理する。
ボランティア清掃の推進	<input type="checkbox"/> ボランティア団体などによる清掃活動などの支援を行う。	<input type="checkbox"/> ボランティア団体などによる清掃活動などに参加・協力する。	<input type="checkbox"/> ボランティア団体などによる清掃活動などに参加・協力する。



---

## 2. 豊かな自然をいつまでも誇れるまち（自然環境）

### （1）動植物の生育・生息環境の保全

#### ■現状と課題

本町には、篠山のアケボノツツジをはじめ、多くの貴重な動植物が生育・生息しています。今後も動植物の生育・生息環境の保全に努め、本町の美しい自然を次世代に受け継いでいく必要があります。

#### ■施策の方向

##### 1）海・河川の保全

良好な自然形態を残す多自然型の河川については、その状態を維持するように努めます。また、各水系に定点を設けて定期的に水質調査を実施し、その結果を町民に公表することで水質保全に対する意識向上に努めます。

##### 2）森林の維持管理

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長します。また、地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしており、地球温暖化の防止に貢献しています。このような森林の持つ機能を維持保全するため、無駄な伐採は避け、森林の適切な維持管理に努めるとともに植林など森林の育成に努めます。

##### 3）野生動植物の保全

自然公園に指定されている「足摺宇和海国立公園・宇和海海中公園地区」、「篠山県立自然公園」などは、多くの動植物が生育・生息していることから、これらの動植物の多様性の保全に努めます。

##### 4）自然観察会・自然学習会の推進

各団体の開催する野鳥、海洋生物及び水辺の生き物などの自然観察会について、積極的に広報し広く町民に参加していただけるよう推進を図ります。

##### 5）自然環境に配慮した再生可能エネルギー発電の推進

現在、民間事業者によって大型風力発電をはじめとした再生可能エネルギー発電事業が展開されています。法律や条例等に則って事業を実施するよう指導するとともに、施設の建設によって動植物の生育・生息環境や近隣住民の生活環境に影響が及ばぬよう事業者とその対策を検討します。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
生物の生息環境の実態把握	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携のもと、生物の生息状態の実態把握に努める。	<input type="checkbox"/> 生物調査などに協力する。 <input type="checkbox"/> 外来動植物の持込みなど、地域の生態系を乱す行為はやめる。	<input type="checkbox"/> 生物調査などに協力する。 <input type="checkbox"/> 外来動植物の持込みなど、地域の生態系を乱す行為はやめる。
貴重な植生の保護	<input type="checkbox"/> 貴重な植生の保護に努める。	<input type="checkbox"/> 海水浴など、海浜の利用時には、自然環境に配慮し、ごみなどを捨てないようにする。	<input type="checkbox"/> 海にごみなどを捨てないようにする。
水域や水辺の環境保全	<input type="checkbox"/> 水質検査を実施し、町を取りまく水域の水質浄化に関する情報を公表する。 <input type="checkbox"/> 水鳥の生息地を保存するため、水域や水辺の環境保全に努める。	<input type="checkbox"/> 生物の生育環境の保全・創出に協力する。	<input type="checkbox"/> 生物の生育環境の保全・創出に協力する。
環境に配慮した農業技術の普及	<input type="checkbox"/> 有機性廃棄物を有効活用した堆肥を利用するなど、環境に配慮した農業技術の普及を図る。	<input type="checkbox"/> 地元の農作物を使った料理を心がける。	<input type="checkbox"/> 飲食店などでは、地元の農作物を使った料理を心がける。
公園・緑地の整備	<input type="checkbox"/> 公園・緑地の整備を進め、自然環境の維持・保全を図る。 <input type="checkbox"/> 地域にあった特色ある公園・緑地の整備を進め、これらの持つ環境保全機能の活用を図る。	<input type="checkbox"/> 身の回りの緑を大切にし、地域の緑化活動に協力する。	<input type="checkbox"/> 身の回りの緑を大切にし、地域の緑化活動に協力する。

### 3. 歴史と文化を活かした潤いと安らぎのあるまち(快適環境)

#### (1) 歴史・文化の保存・継承

##### ■現状と課題

本町には歴史・文化的価値のあるものが多くあり、今後はこれらの地域資源を保全し、継承していく必要があります。

##### ■施策の方向

#### 1) 歴史・文化的資源の保全

町内の歴史・文化的価値のあるものを適切に保全するとともに、これらに関する情報提供に努めます。

#### 2) 地域資源の活用

歴史や文化を知るための講座などを開催し、町民にその価値を知ってもらうよう広報・啓発に努めます。

#### 3) 景観の保全

石垣の里や山出の棚田などの美しい景観の保全に努めます。

##### ■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
文化財の保存継承	□各種文化財の保全を図る。	□各種文化財にふれ、その価値を知り、保全に協力する。	□各地域の事業所単位で文化財の保全に協力する。
海浜景観の保全	□内海地域の国道 56号沿いの保安林の保全に努める。 □美しい海浜景観の保全に努める。	□海浜の清掃活動などに協力する。	□海浜の清掃活動などに協力する。
景観の向上	□街路・公園・港湾などの公共施設整備を景観に配慮して進め、景観の向上に努める。	□住宅などの建設に際しては周辺環境との調和に努めるなど、景観づくりに協力する。	□施設整備や看板設置に際しては、周辺環境や行政施策との調和に努める。
	□公共施設や沿道の緑化に努める。	□宅地内の緑化を進める。	□敷地内の緑化を進める。

## (2) 環境美化活動の推進

### ■現状と課題

本町では、各地区においてボランティア清掃が行われており、今後も環境美化活動の情報提供や参加の呼びかけを積極的に行うなど環境美化活動を推進していく必要があります。

### ■施策の方向

#### 1) 清掃活動の充実

現在、各地区においてボランティアによって清掃活動が行われており、今後もこの活動を支援していきます。

#### 2) 景観の保全（再掲）

石垣の里や山出の棚田などの美しい景観の保全に努めます。

#### 3) 道路沿線の美化の推進（再掲）

今後もボランティアなどによる道路沿線の美化の推進を図ります。

#### 4) ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】（再掲）

不法投棄やごみのポイ捨てによる環境被害の状況などを町民に知らせ、汚染の原因となるものを不法投棄しないよう啓発するとともに、ごみ減量化やリサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの適正処理を推進します。

### ■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
美しい海岸線の維持	<input type="checkbox"/> 町民や事業者、釣り客らとの協力のもと、海浜地の定期的な清掃を支援し、美しい海岸の維持に努める。	<input type="checkbox"/> 海浜地の清掃に協力する。 <input type="checkbox"/> 釣りなどのレクリエーションをする時は、ごみを持ち帰るなど、環境美化に協力する。	<input type="checkbox"/> 海浜地の清掃に協力する。
ごみの投げ捨て防止	<input type="checkbox"/> 漁港・港湾施設や観光施設でのごみの投げ捨てを防止し、環境美化を徹底する。	<input type="checkbox"/> 空き缶などごみの投げ捨てはやめ、環境美化に努める。	<input type="checkbox"/> 空き缶などごみの投げ捨てはやめ、環境美化に努める。
環境美化に関する意識啓発活動の推進	<input type="checkbox"/> 不法投棄や散乱ごみのないまちをめざし、啓発活動を促進する。	<input type="checkbox"/> まちの美化に関するイベントなどに積極的に参加する。 <input type="checkbox"/> 花や緑の植栽に協力する。	<input type="checkbox"/> まちの美化に関するイベントなどに積極的に参加する。 <input type="checkbox"/> 花や緑の植栽に協力する。

---

## 4. 地球にやさしい行動に取り組むまち（地球環境）

### （1）地球温暖化防止対策

#### ■現状と課題

地球温暖化をもたらす主な原因は、大気中に含まれる二酸化炭素の量が増加していることにあるといわれ、人間の活動による温室効果ガスの増加による可能性が極めて高いと報告されています。また、IPCC第5次評価報告書では、「大気中の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は、過去80万年間で前例のない水準まで増加している」と発表しています。

日本では、「COOL CHOICE」という国民運動を推進しており、平成42年度に温室効果ガスの排出量を平成25年度比で26%削減するという目標達成のため、省エネ・低炭素型の製品<sup>※12</sup>への買換・サービスの利用・ライフスタイルの選択など、地球温暖化に資する「賢い選択」をしていこうという取組を行っています。目標達成のためには、家庭部門では約40%の削減が必要で、40%のうちの14%は徹底した省エネによる達成が求められます。

町民の地球温暖化に対する意識は高くなっており、今後、地球規模の環境問題を一人一人が自分の問題として捉え、地球にやさしい行動をしていく必要があります。具体的には、日常生活で生じる資源・エネルギーの消費やごみの排出などによる環境への負荷を減らしていくほか、商品の購入時に環境配慮型商品や地元産や旬のものといった環境負荷の少ないものを選ぶなど、日常的な環境への意識向上に取り組めます。

#### ■施策の方向

##### 1) 温室効果ガスの削減

CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスを削減するため、エコドライブ、ごみの減量、省エネルギー行動、節電及び節水などを推進します。

##### 2) 野外焼却の防止

野外での廃棄物の焼却により、ダイオキシンが大気中に排出される可能性があります。また、ばい煙や悪臭で、生活環境に支障が生じるおそれがあることから、その危険性の周知を図り、野外焼却の防止に努めます。

##### 3) 地球環境の現状の周知

地球の危機的状況を町民に周知するため、広報・啓発に努めます。

##### 4) 再生可能エネルギーなどへの取組

環境負荷が少ない循環型社会システムをめざし、町民、事業者及び行政が再生可能エネルギーや省エネルギーに対する認識を深め、それぞれが太陽光発電、風力発電、バイオマ

---

12 低炭素型の製品：エコカー、省エネ住宅、省エネ家電などを指す。

ス発電<sup>\*13</sup>などの導入を検討し、エネルギー・温暖化対策について取り組みます。

町としては、平成 25 年度に「再生可能エネルギービジョン」、平成 27 年度には「農山漁村再生可能エネルギー基本計画」を策定しています。また、平成 28 年度には「豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に関する条例」を制定し、自然環境・生活環境に配慮した発電施設の導入を促進し、再生可能エネルギーを利用したまちづくりをめざします。

自然環境への負荷を低減する新エネルギー利用機器（太陽光発電、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、ガスコージェネレーションシステム、HEMS、クリーンエネルギー自動車）については、新エネルギー等導入促進補助金の活用を推進し、新エネルギー利用機器の導入・普及を促進します。

## 5) 森林の維持管理（再掲）

森林を構成している一本一本の樹木は、光合成により大気中の二酸化炭素を吸収するとともに、酸素を発生させながら炭素を蓄え成長します。また、地球上の二酸化炭素循環の中では、森林が吸収源として大きな役割を果たしており、地球温暖化の防止に貢献しています。このような森林の持つ機能を維持保全するため、無駄な伐採は避け、森林の適切な維持管理に努めるとともに植林など森林の育成に努めます。

## 6) エコドライブの推進（再掲）

環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用を推進します。また、一人一人がアイドリングストップなどを心がけ、ガソリン（化石燃料）の消費を減らすことができるエコドライブの推進を図ります。



参考) 環境省「COOL CHOICE」ウェブサイト

13 バイオマス発電：食品廃棄物や家畜のふん尿、木くずなどを発酵させ、発生したメタンガスを燃料として発電するもの。



■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
地球温暖化対策の推進	□再生可能エネルギー、省エネルギーなど、あらゆる施策を有機的に組み合わせ、温室効果ガス排出量の削減に努める。	□生活習慣の見直しや省エネ製品の購入などにより、温室効果ガス排出量の削減に努める。	□環境管理システムを導入するなどして、温室効果ガス排出量の削減に努める。
	□関係機関との連携のもと、温暖化の状況や温室効果ガスの排出状況の把握のために必要な情報提供に努める。	□環境家計簿など、温室効果ガスの排出量の把握に努める。	□温室効果ガスの排出量の把握に努める。
県や関係機関との連携体制の整備	□ボランティア団体やNPOなどの環境保全に関する情報の収集や提供に努める。	□ボランティア団体やNPO活動などに参加・協力する。	□ボランティア団体やNPO活動などに参加・協力する。
	□各種公害や苦情の把握について、県の環境関連部署などと連携した適切な監視・指導に努める。		
広域的対策の強化	□PM2.5 や酸性雨など行政区域を越えて発生する問題に対して、関係機関との連携のもと、監視や調査を行い、町民に対し迅速な情報提供を行う。	□広域的な環境問題に関心をもち、幅広い環境への意識を向上させ、問題発生時にも対応できるよう努める。	□広域的な環境問題に対する情報を収集し、公害防止に努め、事業所からの原因物質等の排出抑制対策などを行う。
	□水道水源や排水の流入先の水域に配慮し、地下水など水資源に対する意識啓発や水域への汚濁負荷削減に努める。		

---

## 5. 持続可能な循環型社会のまち（資源の有効利用）

### （1）廃棄物の発生抑制

#### ■現状と課題

平成 28 年度における本町のごみの処理量は 7,595 t、最終処理（埋立）は 874 t となっています。今後さらに、ごみ減量化に取り組んでいく必要があります。

#### ■施策の方向

##### 1）ごみ減量化の推進

ごみ減量化のため 4 R 運動<sup>\*14</sup>を推進します。

##### 2）生ごみ処理容器の普及

生ごみ処理容器によるごみの堆肥化を推進します。

##### 3）マイバッグの普及

買物時にマイバッグ<sup>\*15</sup>を持参することを推奨していきます。

##### 4）分別収集の推進

宇和島地区広域事務組合と連携しながら分別方法の検討を行い、さらなる分別収集を進め資源回収の徹底を推進します。

##### 5）ごみの適正処理の推進【不法投棄対策】（再掲）

不法投棄やごみのポイ捨てによる環境被害の状況などを町民に知らせ、汚染の原因となるものを不法投棄しないよう啓発するとともに、ごみ減量化やリサイクルに対する意識の向上を図り、ごみの適正処理を推進します。

##### 6）「3 R（4 R）推進月間（10 月）」の周知

広く町民や事業者に対して積極的に 4 R 運動に取り組んでいけるように、3 R（4 R）推進月間にイベントを行うなど、啓発や広報活動を行います。

---

14 4 R 運動：Refuse（リフューズ）・Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）の取組のこと。

15 マイバッグ：買物用に消費者が小売店などに持参する、繰り返し使用できるバッグのこと。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
4 R運動の推進	□簡易包装、マイバッグ持参、容器回収などを行う4 R運動を推進する。	□買物の際にはマイバッグを持参し、過剰包装は断るようになる。	□4 R運動に協力する。 □過剰包装をしないようになる。
再利用・詰替型商品への移行	□使い捨て商品から再利用・詰替型商品への移行を推進する。	□使い捨て商品の購入を控え、再利用・詰替型商品を選択するようになる。	□部品や容器などの規格化、軽量化、再利用に努める。 □長期使用可能な製品の製造に心がけ、修理サービスを充実させる。
使用済み家電製品などの適正な処理	□家電リサイクル法に基づき、使用済みの家電製品などの適正な処理を促進する。	□家電リサイクル法を遵守する。	□家電リサイクル法を遵守する。
	□家電の不法投棄に対して適正な指導を行う。	□家電の不法投棄をしないようになる。	□家電の不法投棄をしないようになる。
	□小型家電の回収を推進する。	□小型家電の回収に協力する。	□小型家電の適正処理に努める。
野外焼却の防止	□家庭や事業所における野外焼却に対して適正な指導を行う。	□野外焼却をしないようになる。	□野外焼却をしないようになる。
フロン回収の徹底	□民間事業所に対してフロン回収を指導する。	□フロン回収に協力する。	□フロン回収に努める。
廃棄物の適正な処理と資源化・減量化	□廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に関する指導を促進する。	□廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努める。	□廃棄物の適正な処理と資源化・減量化に努める。 □廃棄物を最終処分場まで責任を持って管理する。 □事業者間でのリサイクルの連携体制を整備する。

---

## (2) リサイクルの推進

### ■現状と課題

平成 28 年度における本町のリサイクル率は 22.0%ですが、県の平成 32 年度における目標値は 27.0%となっており、本町のリサイクル率向上は大きな課題となっています。

今後さらに、リサイクルを推進するとともに、資源やエネルギーを有効利用できるように取り組んでいく必要があります。

### ■施策の方向

#### 1) リサイクルの推進

平成 32 年度にリサイクル率 27.0%を達成するため、リサイクル率の向上に努め、資源回収の推進について対策を講じます。

#### 2) リサイクル商品の普及

リサイクル商品の購入を推進します。

#### 3) 再生利用の促進

生ごみ及び枝木・草などの再生利用を促進します。

#### 4) 廃食用油の活用

一般家庭から出される廃食用油を回収し、事業者と連携して石けんや飼料にリサイクルします。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
有機性廃棄物の有効活用	□下水汚泥、し尿汚泥、生ごみ、枝木・草などの有機性廃棄物の有効活用について、調査研究を進め、できるものから実施する。	□生ごみの堆肥化を進める。	□事業系の有機性廃棄物の有効活用を進める。
廃食用油の活用	□廃食用油の回収を積極的に行う。	□廃食用油の回収に協力する。	□廃食用油の回収を業者に委託する。
資源ごみ分別回収の徹底	□資源ごみの集団回収を促進する。 □適正な分別を推進し、資源ごみの回収を徹底する。	□ごみの分別排出を徹底する。 □資源物回収を進める。	□ごみの分別排出を徹底する。 □資源物回収を進める。 □製品はリサイクルしやすい素材や構造に改良し、リサイクルシステムの開発、導入を進める。
グリーン購入 <sup>※16</sup> の促進	□グリーン購入に関する方針に基づき、庁内におけるグリーン購入を積極的に勧める。 □グリーン購入に関する情報提供や意識啓発に努める。	□グリーン購入を進める。	□グリーン購入を進める。 □環境に配慮した商品の製造、販売、情報提供を進める。
フロートのリサイクルの促進	□業者に処理を委託し、リサイクルを推進する。	□回収に協力する。	□適切な処理に努める。

16 グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

---

## 6. みんなが環境のことを考え行動できるまち（環境教育）

### （1）環境学習の推進

#### ■現状と課題

本町では、小・中学生対象の環境学習会を開催しています。

今後さらに、環境についての学習の機会を提供して環境に対する意識を高めていき、環境に対する取組について、積極的に参加できる場づくりを推進します。

#### ■施策の方向

##### 1）学校における学習・教育

本町の自然環境やごみなどに関する環境学習会を授業の一環として行い、各施設が積極的に見学の受入れをして環境学習の創出を推進します。

##### 2）家庭における学習・教育

ごみの分別や減量化の意識を家庭内でも育めるよう啓発を行い、家族の一人一人が環境美化活動や体験学習に参加できる機会を設けることができるよう推進します。

##### 3）社会における学習・教育

町民や事業者に対し、環境教育を推進し、広く町民に環境問題の課題やその防止対策などについて広報します。

■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
環境学習・環境教育の推進	□ 様々な体験活動を通して、地域の特色を活かした環境教育を進める。	□ 自然体験などを通じて、環境に対する自主的な学習に努める。	□ 社員に対する環境学習の機会づくりに努める。
	□ 地球環境問題に関する教育を促進する。	□ 地球環境問題についての知識、理解を深める。	□ 地球環境問題についての知識、理解を深める。
	□ 関係機関との連携のもと、環境教育の継続的・効果的な実施のための人材の育成、確保とともに、人材情報の提供に努める。	□ 環境ボランティアとして環境教育・環境学習に参加する。	□ 環境ボランティアとして環境教育・環境学習に参加する。
環境保全活動への町民参画の促進	□ 環境関連イベントの開催を推進し、環境保全活動への町民参画の促進を図る。	□ 環境保全に関するイベントに積極的に参画・協力する。	□ 環境保全に関するイベントに積極的に参画・協力する。
環境保全意識の啓発	□ 町民や事業所に対して環境保全意識の啓発に努める。 □ 職員の環境保全意識の高揚に努める。	□ 身のまわりの環境について関心をもち、日常生活を見直す。	□ 社員の環境保全意識の高揚に努める。

## (2) 環境情報の提供

### ■現状と課題

本町では、広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどを活用し、行政情報の提供を行っています。また、環境全般については、かんきょうかわら版を発行し、環境に関する啓発や情報提供を積極的に行っています。

### ■施策の方向

#### 1) 広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどの活用

地球全体における環境の危機的な状況や廃棄物の問題などを認識し、積極的に環境の保全に取り組めるよう、ボランティア清掃活動の予定を公表し、町民の参加を促進します。また、河川や海域の水質検査結果をはじめ、各種環境情報を広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどにより公表します。

#### 2) 「環境月間（6月）」「環境の日（6月5日）」の周知

広く町民や事業者に対して、環境保全についての関心と理解を深め、積極的に環境保全に関する活動に取り組んでいけるよう周知を図ります。

### ■主体別行動指針

項目	主体別取組		
	行政	町民	事業者
環境情報の公表	<input type="checkbox"/> 環境に関する情報を多様な媒体を通じて広く提供する。 <input type="checkbox"/> 環境に関する情報を定期的に公表する。 <input type="checkbox"/> 環境基本計画の進行情況を定期的に公表する。	<input type="checkbox"/> 環境情報の収集・交換を積極的に行う。	<input type="checkbox"/> 環境報告書などを通じ、環境保全に関する取組をPRする。



---

## 第5章 重点的に取り組む施策

---

1. 「4R運動」でごみを減らして循環型のまちづくり
2. 自然環境におけるマナー向上
3. ルール遵守による不法投棄の撲滅
4. みんなで守る美しい水環境

## 第5章 重点的に取り組む施策

前述の具体的な環境施策のうち、愛南町の環境の現状と課題などから、優先的に実施していくことが必要と考えられる次の4施策について、その具体的な内容を示します。

### **重点施策1 「4R運動」でごみを減らして循環型のまちづくり**

ごみの発生量は、排出抑制や分別の徹底等により減少傾向にあります。さらなるごみの発生抑制、削減、再使用及び再生利用を進めることにより、環境への負荷を考慮した循環型社会をめざします。

### **重点施策2 自然環境におけるマナーの向上**

不法投棄やごみのポイ捨ての増加など、個人の環境に対するモラルの低下が問題視されています。グリーン（ブルー）・ツーリズム<sup>\*17</sup>の推進により、都市住民との交流を図りながら、山や海などの自然環境利用におけるマナーの向上を図ります。そして、持続可能な社会づくりに向けて、様々な団体の自発的な活動を支援し、その基盤となる環境教育を学校、家庭及び地域社会において推進し、マナーの向上をめざします。

### **重点施策3 ルール遵守による不法投棄の撲滅**

定期的な啓発、不法投棄巡視員・監視員によるパトロールや監視カメラの設置により、産業廃棄物や家電製品などの大規模な不法投棄は減少傾向にあります。しかしながら、清掃や引越などから生じる不用品や食料品の容器など家庭から排出される一般廃棄物の不法投棄が後を絶ちません。捨てられる廃棄物の大半は誰でも容易に適正処分できるものです。今後も啓発や監視を徹底し、不法投棄の撲滅をめざします。

### **重点施策4 みんなで守る美しい水環境**

本町は、宇和海海中公園や僧都川をはじめとして、美しい海や河川に恵まれています。この美しい水環境を次世代に受け継いでいくため、町民の自主的な環境保全活動を推進し、水環境の保全をめざします。

17 グリーン（ブルー）・ツーリズム：農村（漁村）での長期滞在型休暇のこと。都市住民が農家（漁家）に宿泊して農作業などを体験したり、その地域の歴史や自然に親しんだりする余暇活動。

---

## 1. 「4R運動」でゴミを減らして循環型のまちづくり

【4R：Refuse（リフューズ）・Reduce（リデュース）・Reuse（リユース）・Recycle（リサイクル）】

今日のごみ問題は、大量生産、大量消費及び大量廃棄型の社会経済活動が大きな要因となっています。本町では、補助金による生ごみ処理容器の普及促進や廃食用油の回収等によって資源循環型活動を推進しており、今後さらに、町民の環境に対する意識を向上させ、積極的に4R運動に取り組めるよう努めます。

### **【取組】**

#### **1) 広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどの活用**

4Rの取組を推進するためには、4Rの行動につながる情報が広く共有される必要があります。4Rの必要性、具体的な実施方法を広報誌、かんきょうかわら版及びホームページなどを活用し、広く町民に啓発を行います。

#### **2) イベントなどによる啓発**

環境学習会などの機会を利用し、町民へのごみ減量化やリサイクル関連に関する意識の向上を図り、4Rの取組に関する啓発を行います。

#### **3) 「ごみゼロの日」や「ごみ減量・リサイクル推進週間」の周知**

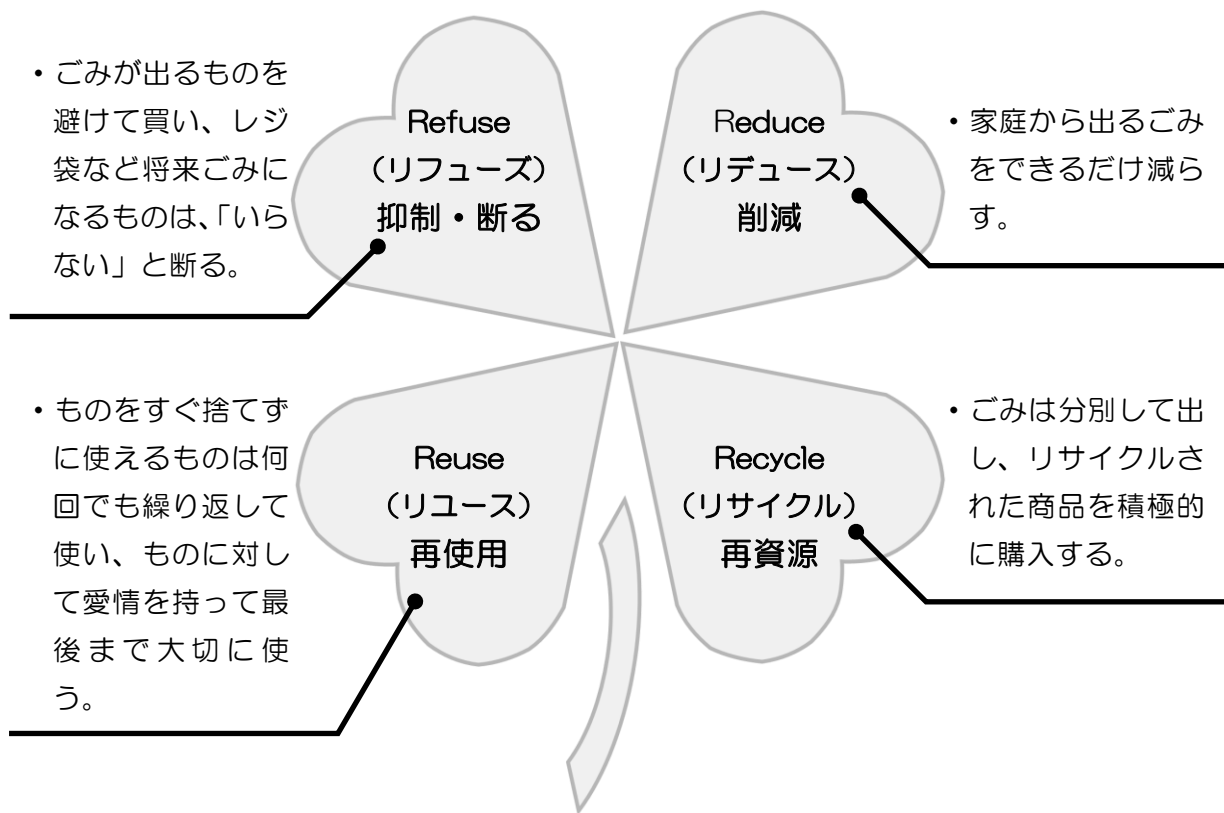
「ごみゼロの日（5月30日）」や「ごみ減量・リサイクル推進週間（5月30日～6月5日）」に合わせて、婦人会や老人クラブに協力を依頼し、イベントを実施するなど4Rについての啓発を行います。

#### **4) 「3R（4R）推進月間」の周知**

「3R（4R）推進月間（10月）」に合わせて、イベントを実施するなど4Rについての啓発を行います。

## 「4R運動」とは

3R運動に、「Refuse（リフューズ）抑制・断る」という考え方を加えたものです。



## 自分たちにできることは何だろう！？

### ●Refuse（リフューズ）

- 過剰包装を断る
- 買物をする時はマイバッグを持参する
- ごみが出るものを避けて買う

### ●Reduce（リデュース）

- 使えるものは長期間使用する
- 詰め替えのできる商品を選ぶ

### ●Reuse（リユース）

- リターナブル容器<sup>※18</sup>を選ぶようにする
- 不用になった服はリフォームしたり、フリママーケットに出す
- 家電製品などが故障した時、修理すれば使えるものであれば修理して使う
- 再生部品を用いた機器類を使う

### ●Recycle（リサイクル）

- 市町村や地域単位で実施する分別回収の取組に協力して、古紙、びん、アルミ缶及びスチール缶などは決められた場所に決められた方法で出す

18 リターナブル容器：一升びん、ビールびん、牛乳びん、清涼飲料びんなど、繰り返し使用されるガラスびんのこと。

---

## 2. 自然環境におけるマナー向上

本町では、空き缶のポイ捨てや犬のフンの始末など、環境に対するモラルの低下が問題となっており、今後は、環境教育の推進や環境に対するモラルの向上に努めます。

### **【取組】**

#### **1) 環境教育・学習の支援**

学校における地域の美化清掃や空き缶などの資源ゴミ回収を通して、より良い環境を創造する学習の支援や、関係機関と連携しながら児童生徒のエコ活動などの普及・育成を推進します。

#### **2) 環境問題に関する情報の発信**

本町の広報誌、かんきょうかわら版及びホームページを活用し、広報活動の充実を図ります。

#### **3) 快適性を向上させるための生活環境基盤の整備**

町民はもとより、訪れる人々が快適に過ごせるよう、自然環境や景観の維持・保全是もとより、交流施設の設置、散策路やベンチの整備、廃棄物の適切な処理及びトイレの水洗化などの生活環境基盤の整備を促進します。

---

### 3. ルール遵守による不法投棄の撲滅

本町では、海や山林へのごみの不法投棄が多くあり、現在、不法投棄巡視員（2名）及び監視員（25名）が町内のパトロールの実施や、監視カメラの導入により不法投棄対策を行っています。

今後も、監視カメラの増設置やパトロール強化などを図る必要があります。

#### **【取組】**

##### **1) 町職員、町民及びNPOなどによる集中的な監視パトロール**

現在も行っている不法投棄巡視員や監視員による町内全域のパトロールは継続して実施し、不法投棄の未然防止を図るとともに早期発見に努めます。今後はその輪を拡大して、不法投棄をさせない地域づくりを推進します。

また、平成21年度より不法投棄監視カメラを設置し、不法投棄が多発する場所やそのおそれのある場所について監視を強化しています。さらに必要に応じ、警察と連携した活動へと展開します。

##### **2) 一斉美化活動の実施**

地域、グループ及び個人を中心として、地域の道路沿いや広場などの汚れの目立つ場所と、日頃利用しているごみ集積所などの清掃を行います。

##### **3) 放置車両や放置自転車の撤去、処分**

町道に自動車や自転車などが放置された場合は、警察の協力を求めて撤去していき、放置者が判明した場合は、その者の責任において撤去を指導します。

##### **4) 放置船舶の撤去、処分**

町管理地に放置されている廃船は、警察や海上保安部の協力を求め、漁協と協力して対応し、放置者が判明した場合は、その者の責任において撤去を指導します。

##### **5) 広報誌、かんきょうかわら版、ホームページ、ポスターなどによる啓発**

広く町民や事業者に対して、不法投棄が環境への負荷、環境汚染の危険があることを理解してもらうために広報誌、かんきょうかわら版、ホームページ、ポスターなどによる不法投棄撲滅の啓発を行います。

##### **6) 不法投棄防止看板の設置**

不法投棄が絶えない場所に、その防止を図るため、不法投棄防止看板を設置します。

---

## 7) 不法投棄物の撤去、処分

町管理地に不法投棄された場合は、不法投棄物に警告シールを貼付し、その不法投棄物の自主回収を促すとともに、回収されない場合は、撤去、処分します。また、私有地については、撤去指導を行い、マナー向上へつながるよう努めます。

## 8) 関係機関との連携

警察署、道路管理者及び河川管理者などの関係機関と連携・協力して不法投棄対策を推進し、より広域的な不法投棄対策の連携・協力を図っていきます。



---

## 4. みんなで守る美しい水環境

本町では、生活排水による河川や海の汚染問題が深刻化しており、近年、合併処理浄化槽の普及等により、水質は改善の傾向にあります。日常生活の中で水を汚さないよう、環境に配慮した行動をとることが必要です。今後、町民の主体的な活動により、水環境の改善に取り組んでいきます。

### **【取組】**

#### **1) 海や河川の清掃活動の推進**

美しい水環境を保つため、海や河川に捨てられているごみの清掃活動を支援します。また、きれいな場所にはポイ捨てや不法投棄がされにくいと考えられるため、常に海や河川をきれいに保つよう努めます。

#### **2) 環境浄化微生物活性化資材の利用促進**

環境浄化微生物活性化資材は、悪臭及び汚れを安全に分解することで、消臭又は家庭からの排水の水質を改善します。環境浄化微生物活性化資材購入に対し補助金を交付し、利用促進に努めることで、町全体の水質改善を図っています。

#### **3) 農業・漁業集落排水施設整備区域の接続推進と合併処理浄化槽の普及**

農業・漁業集落排水施設整備区域では未接続世帯に接続（加入）の推進を図ります。その他の区域では、PFI手法により、合併処理浄化槽の整備促進を効率的に行うとともに、良質で低廉なサービスの提供を行います。

#### **4) 生活排水対策のための啓発活動**

食物くずや廃食用油を流さないなど、各家庭においてできる生活排水対策を推進するため、広報誌、かんきょうかわら版、ホームページ、パンフレットなどによる啓発活動を推進します。

#### **5) 水質検査の実施、公表**

水質の保全を図るため、毎年水質検査を実施し、その検査結果を町民にホームページ等を通じて公表します。



---

## 第6章 推進体制・進行管理

---

1. 町民、事業者、行政の役割の明確化
2. 推進体制（評価体制の構築）
3. 進行管理

---

## 第6章 推進体制・進行管理

---

### 1. 町民、事業者、行政の役割の明確化

本計画の推進に当たっては、町民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働で取り組むことが必要であり、本町はこれらの仕組みを築くために、町民や各種団体事業者が交流できる場を創出します。

#### 【町民の役割】

日常生活において環境に配慮した取組を実践できるよう、環境問題について考え、自分自身の生活習慣を見直し、実行に移すよう努めます。

#### 【企業や事業者の役割】

自らの事業活動が環境に負荷を与えることを十分に認識し、持続可能な社会を実現させるため、環境への負荷の少ない事業活動を行います。

#### 【行政の役割】

町の環境を保全するため、積極的に施策を推進していきます。

また、町民、事業者、環境活動団体などの各主体が積極的に環境保全活動に取り組めるよう、ネットワークの構築などの仕組みや基盤整備に取り組むことが求められています。

### 2. 推進体制（評価体制の構築）

計画の着実な推進のためには、関係各課並びに関係団体の一体となった取組が必要です。

本計画の推進組織として、愛南町環境審議会において関係団体の十分な連携、分担のもと、環境基本計画の進行を管理しながら、環境関連施策、計画の目標数値の評価及び環境関連情報を公表し、計画を推進していきます。

### 3. 進行管理

今回設定した目標数値を達成するため、年1回を目安に環境審議会の委員を中心として、町民や事業者がチェックを行い、必要に応じて計画を見直して環境の保全と目標の達成に努めます。

---

---

## 資料編

---

---

# 資料編

---

## ■ 愛南町環境基本条例

平成 18 年 6 月 20 日

条例第 27 号

### 目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 環境保全施策(第 8 条—第 15 条)

第 3 章 雑則(第 16 条)

附則

### 前文

愛南町は、原生に近い自然が残された篠山と、その篠山山系から流れる僧都川をはじめとする清らかな水と肥沃な大地、陸と海をつなぐ干潟、リアス式海岸を洗う温暖な黒潮の恩恵を受け、古くから森、里、海と共に歩んできました。

私たちすべての町民は、良好な環境の下、健康で安全な生活を営む権利を持つと同時に、恵まれた環境をより良い形で次世代に引き継ぐ責任があります。

しかしながら現在の私たちは、物質的な豊かさと生活の利便性を得た一方で、環境に大きな影響を及ぼすことになりました。人間活動による環境への負荷は、地球温暖化に代表される気候変動、オゾン層の破壊などの地球規模の環境問題を引き起こし、自然の生態系を破壊し、さらには有害化学物質の影響なども加わって、人類の生存基盤を脅かすまでになっています。

私たちは、環境が人類を含むすべての生命の生存基盤であり、限りあるものであることを深く認識し、これまでの生活様式や事業活動を見直しながら、互いに協調し、それぞれの責任と義務を果たすことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指す必要があります。そのためここに、すべての町民の参加と協働により豊かで健康的な環境を保全及び創造するため、愛南町環境基本条例を制定します。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この条例は、良好で快適な環境の保全について、基本理念を定め、町、町民及び事業者(以下「町民等」という。)の責任と義務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、現在及び将来の町民が健康で文化的な生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他地球の全体又は地球の広い範囲の環境に影響を及ぼす事態に関係する環境の保全又は町民が健康で文化的な生活を営むことができ、産業の生産基盤でもある地域の環境の保全で、良好な環境の保全及び創造に寄与するものをいいます。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、現在及び将来の町民が健全で恵み豊かな環境の恩恵を受けるとともに、私たち人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければなりません。

- 2 環境の保全は、町民等がそれぞれの責任を認識し、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に連携協力して推進されなければなりません。
- 3 地球環境の保全は、あらゆる事業活動及び日常生活において着実に推進されなければなりません。
- 4 町の施策は、環境への配慮を基調として推進します。

(町の責任と義務)

第4条 町は、町の施策を実施するに当たっては、環境への影響に配慮し、町民の意見を尊重して、良好な環境の保全に努めます。

- 2 町は、町の活動に伴う廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境への負荷の低減に積極的に努めます。

(町民の責任と義務)

第5条 町民は、森林、河川、海、水辺及び土壌その他の自然環境を汚さないようにしなければなりません。

- 2 町民は、日常生活において、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、資源及びエネルギーの節減並びに再生品等環境への負荷の低減に役立つ製品及びサービスの利用に努めなければなりません。
- 3 町民は、自らが所有し、又は管理する土地及び建物を清潔に保持しなければなりません。
- 4 町民は、自らが利用する公園、道路及び集会場その他公共の場所の美化に努めなければなりません。
- 5 町民は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければなりません。

(事業者の責任と義務)

第6条 事業者は、事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域の環境を適正に保全しな

---

ければなりません。

- 2 事業者は、その事業活動に係る原材料、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を小さくするように努めなければなりません。
- 3 事業者は、事業活動において、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物の適正な処理を行い、再生資源等の環境への負荷の低減に役立つ製品、原材料及びサービスを利用するよう努めなければなりません。
- 4 事業者は、町が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければなりません。

(来訪者の責任と義務)

第7条 旅行、業務その他の所用のため本町に滞在する者は、第5条に定める町民の責任と義務及び前条に定める事業者の責任と義務に準じて環境の保全に努めなければなりません。

## 第2章 環境保全施策

(施策の基本方針)

第8条 町は、第3条に定める基本理念に基づき、次に掲げる事項が実現できるよう、町が行う施策それぞれの連携を図り、環境の保全についての施策を総合的に推進します。

- (1) 人の健康を守り生活環境及び自然環境を保全するため、大気、水、土壌及び太陽光の自然構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 森林、農地、水辺等における多様な自然環境の保全を図り、野生生物の種並びにその生息域及び生態系を保存し、生物の多様性を維持すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を生かした潤いと安らぎのある快適な環境及び自然景観が保全されること。
- (4) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の推進を図り、地球環境の保全に資する社会を構築すること。
- (5) 人の健康及び生態系を守るため、化学物質を適正に使用する社会の構築に努めること。
- (6) 廃棄物の発生抑制及びその適正な処理、循環的な資源利用並びにエネルギーの有効利用に努め、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の構築を図ること。

(環境基本計画)

第9条 町長は、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するため、愛南町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めます。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。

- (1) 総合的かつ長期的な環境保全施策の大綱
- (2) 良好な環境の保全に関して町及び町民等がそれぞれ配慮すべき事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるときには、あらかじめ町長の附属機関である愛南町環境審議会の意見を聴くものとします。

---

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに公表します。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用します。

(年次報告)

第10条 町長は、毎年度、環境の状況、環境保全施策の実施状況等に関する報告書を作成し、公表します。

(環境管理の促進)

第11条 町は、事業者による自主的な環境の保全に係る方針、計画、実施、点検及び見直しからなる環境マネジメントシステムその他の環境への負荷の低減を図るための事業活動の体制が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとします。

(環境教育)

第12条 町は、町民が人間と環境とのかかわりについて認識し、環境の保全について理解を深め、責任ある行動がとれるよう、環境教育及び環境学習を推進します。

(情報の提供)

第13条 町は、良好な環境の保全に関する情報を町民等に適切に提供します。

(自発的な活動の促進)

第14条 町は、町民等が、良好な環境の保全について互いに情報交換し、連携すること並びに町民等による自発的な環境保全活動を促進するため、町民等の自主性を尊重しながら必要な支援を行うものとします。

(施設整備等における環境配慮)

第15条 町は、公共施設を整備するときには、環境への負荷の低減及び環境の保全上の支障の除去に配慮するものとします。

### 第3章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めます。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行します。

(愛南町執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

2 愛南町執行機関の附属機関設置条例(平成17年愛南町条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

---

(愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 愛南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 16 年愛南町条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 22 年 3 月 19 日条例第 4 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。





## 第2次 愛南町環境基本計画

発行日 平成30年3月

発行 愛南町

〒798-4196 愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地

TEL 0895-72-1211（代表）

編集 愛南町環境衛生課